

官報

号外 昭和四十一年六月九日

第五十一回 衆議院會議録 第六十一号

昭和四十一年六月九日(木曜日)

議事日程 第三十九号

昭和四十一年六月九日

午後二時開議

第一 小型船造船業法案(内閣提出)

第二 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出)

開提出)

第三 土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出)

第四 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 小型船造船業法案(内閣提出)

日程第二 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第三 土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出)

日程第四 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

執行官法案(内閣提出)

昭和四十一年六月九日 衆議院會議録第六十一号

小型船造船業法案

小型船造船業法案

午後二時五十分開議
○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 小型船造船業法案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、小型船造船業法案を議題といたします。

小型船造船業法案

右
国会に提出する。

昭和四十一年三月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

小型船造船業法

(目的)

第一条 この法律は、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することにより、小型船造船業の健全な発達を図るとともに、小型船の船質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小型船造船業」とは、小型船の製造又は修繕(改造を含む、ドック又は

は引揚船台を使用するものに限る。以下同じ。)を行なう事業をいう。

2 この法律において「小型船」とは、小型鋼船及び木船をいい、「小型鋼船」とは、総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の鋼製の船舶(総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上のものを除く。)をいい、「木船」とは、総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の木製の船舶をいう。

(種類)

第三条 小型船造船業の種類は、次に掲げるものとする。

一 小型鋼船造船業(小型鋼船の製造及び修繕を行なう事業)

二 小型鋼船製造業(小型鋼船の製造を行なう事業)

三 小型鋼船修繕業(小型鋼船の修繕を行なう事業)

四 木船造船業(木船の製造及び修繕を行なう事業)

五 木船製造業(木船の製造を行なう事業)

六 木船修繕業(木船の修繕を行なう事業)

第四条 小型船造船業を営もうとする者は、小型船造船業の種類及び事業場ごとに、運輸大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の名

二 小型船造船業の種類

三 事業場の名称及び所在地

四 当該事業場の用に供する特定設備(小型船の製造又は修繕のための設備であつて、小型船造船業の種類ごとに運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。)の種類及び能力別の数

(登録の実施)

第六条 運輸大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を小型船造船業者登録簿に登録しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 運輸大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するときは、又は第五条第一項の規定による登録の申請に係る特定設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により小型船造船業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない

未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前二号の一に該当するもの

四 法人で、その役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

2 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、遅滞なく、理由を附してその旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録申請手数料)

第八条 第五条第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、二千元をこえない範囲内で政令で定める額の手数を納めなければならない。ただし、第十六条第三項後段に規定する期間内にされた登録の申請については、手数料を納めなくてもよい。

(事業開始の届出)

第九条 第四条の登録を受けた者(以下「小型船舶造船業者」といふ)は、事業を開始したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(主任技術者)

第十条 小型船舶造船業者は、小型船舶の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行なわせるため、事業場ごとに、専任の主任技術者を選任しなければならない。ただし、小型船舶造船業者が自ら主任技術者となる事業場(事業場が二以上あるときは、一の事業場に限り)については、この限りでない。

2 小型船舶造船業者は、前項の規定により主任技術者を選任したとき、又は自ら主任技術者となつたときは、その日から十五日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

(主任技術者の資格)

第十一条 次の各号の一に該当する者でなければ、小型船舶造船業者、小型船舶製造業又は小型船舶修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ)において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に關して三年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ)において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に關して七年(小型船舶修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、五年)以上の実務の経験を有する者

三 運輸大臣が前二号の一に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

2 次の各号の一に該当する者でなければ、本船造船業者、本船製造業又は本船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、本船の製造又は修繕に關して三年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、本船の製造又は修繕に關して七年(本船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、五年)以上の実務の経験を有する者

三 本船の製造又は修繕に關して十五年(本船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、十年)以上の実務の経験を有する者

四 運輸大臣が前三号の一に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

ないものは、主任技術者となることができない。

(主任技術者の義務)

第十二条 主任技術者は、小型船舶の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行なう場合においては、製造又は修繕に係る小型船舶が船舶安全法(昭和八年法律第十一号)及び同法に基づく命令に定める小型船舶の構造及び設備に關する基準に適合するようにしなければならない。

(主任技術者の変更命令)

第十三条 運輸大臣は、主任技術者が前条の規定に違反したときは、小型船舶造船業者に対し、主任技術者の変更を命ずることができる。

(変更登録等)

第十四条 小型船舶造船業者は、第五条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第六条から第八条までの規定は、前項の変更登録について準用する。

3 小型船舶造船業者は、第五条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつた場合(第一項の変更登録に係る場合を除く)は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、運輸大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(特定設備の維持等)

第十五条 小型船舶造船業者は、当該事業の用に供する特定設備を第七条第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 運輸大臣は、当該事業の用に供する特定設備が第七条第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、小型船舶造船業者に対し、その是正のために必要な修理、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業の休止、廃止等)

第十六条 小型船舶造船業者は、事業を休止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 小型船舶造船業者が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 小型船舶造船業者が死亡したときは、その相続人

二 小型船舶造船業者である法人が合併により解散したときは、その法人を代表する役員であつた者

三 小型船舶造船業者である法人が破産により解散したときは、その破産管財人

四 小型船舶造船業者である法人が合併又は破産以外の理由により解散したときは、その清算人

五 小型船舶造船業者を廃止したときは、小型船舶造船業者であつた個人又は小型船舶造船業者であつた法人を代表する役員

3 小型船舶造船業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡の日から六十日以内は、被相続人の営んでいた小型船舶造船業を引き継ぎ営むことができる。その期間内に第四条の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

(登録の取消し等)

第十七条 運輸大臣は、小型船舶造船業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は当該小型船舶造船業者の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二 第七条第一項第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第四条の登録又は第十四

条第一項の変更登録を受けたとき。

2 第七條第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(登録の消除)

第十八條 運輸大臣は、次の各号の一に該当するときは、当該小型船舶造船業の登録を消除しなければならない。

一 第十六條第二項の規定による届出があつたとき。

二 前條第一項の規定により小型船舶造船業の登録を取り消したとき。

(報告及び検査)

第十九條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、小型船舶造船業者に対してその事業に關し必要な報告をさせ、又はその職員に小型船舶造船業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、小型船舶の製造若しくは修繕のための設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)

第二十條 運輸大臣は、第十三條又は第十七條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相當の期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第二十一條 この法律の規定は、造船法(昭和二十五年法律第二百九号)第二条第一項又は第三条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に係る造船台、ドック又は引揚船台を使用して小型船舶造船業を営む場合については、適用しない。

(造船法の適用除外)

第二十二條 小型船舶造船業を営む者は、当該小型船舶造船業について造船法第六條の規定による届出をしなければならない。

(職権の委任)

第二十三條 この法律の規定により運輸大臣の職権に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

(罰則)

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、十萬圓以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して小型船舶造船業を営んだ者

二 第十七條第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、三萬圓以下の罰金に処する。

一 第十條第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつた者

二 第十三條又は第十五條第二項の規定による命令に違反した者

三 第十四條第一項の規定に違反して第五條第一項第四号に掲げる事項を変更した者

四 第十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する

して、各本條の刑を科する。

第二十七條 第九條、第十條第二項、第十四條第三項又は第十六條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一萬圓以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に、造船法第六條第一項の規定による届出をして同項第一号又は第二号に掲げる事業を営んでいる者であつて、第二條第一項に規定する小型船舶造船業に相當する事業を営んでいるものは、この法律の施行の日から二年間は、当該事業について第四條の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同條の登録の申請をした場合において、その申請について登録をする旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

3 前項の規定の適用を受ける者については、同項の規定により第四條の登録を受けたものとみなされる間は、第十條第一項、第十四條第一項及び第三項、第十五條並びに第十六條第三項の規定を適用しない。

4 附則第二項の規定の適用を受ける者は、この法律の施行の日から六十日以内に、第五條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。

5 附則第二項の規定の適用を受ける者は、同項の規定により第四條の登録を受けたものとみなされる間において、第五條第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

6 附則第二項の規定の適用を受ける者が同項の規定により第四條の登録を受けたものとみなされる間に死亡したときは、相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

7 附則第四項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一萬圓以下の過料に処する。

8 この法律の施行前にした造船法第六條の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

9 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五 小型船舶造船業を登録すること。

理 由

小型船舶造船業の現状にかんがみ、小型船舶造船業における造船技術の適正な水準を確保することによりその健全な発達を図るため、小型船舶造船業について登録制を実施し、及び主任技術者の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長古川文吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔古川文吉君登壇〕

○古川文吉君 ただいま議題となりました小型船舶造船業法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和四十一年六月九日 衆議院會議録第六十一号 小型船造船業法案 土地収用法の一部を改正する法律案外一案

一三四二

従来、小型船造船業につきましては、造船法により運輸大臣に対する届け出のみで事業を営むことができたこととなっておりますが、その大部分は中小企業者であるため、設備の不備と技術能力の不足が目立っており、かねてより設備の近代化並びに技術能力の向上が強く要請されているのであります。

本案は、このような実情にかんがみまして、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保し、もって小型船造船業の健全な発達をはからうとするものであります。

本案の要点の第一点は、小型船造船業を登録制とし、船台、ドック等の設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合していない場合は、登録を拒否すること。なお、これらの設備が技術上の基準に適合しなくなった場合は、運輸大臣が是正を命ずることができること。

第二点は、小型船の製造または修繕の工事に關する技術上の管理を行なわせるため、事業場ごとに一定の学歴または実務の経験を有する主任技術者を配置させること。

第三点は、登録の取り消しに關する規定等必要な規定を設けること。

なお、本法施行の際、造船法による届け出をして小型船造船業を営んでいる者につきましては、本法の適用を二年間猶予することとしております。

本案は、三月二十二日本委員会に付託され、同二十五日政府より提案理由の説明を聴取し、三回にわたり質疑を行ない、六月三日参考人を招致して意見を徴しました。

かくて、同月八日、質疑を終了し、討論を省略、採決の結果、本案は起立総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、土地収用法の一部を改正する法律案、日程第三、土地収用法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

土地収用法の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年四月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 事業の認定(第十六条―第三十条)」を

「第三章 事業の認定等(第十六条―第三十条)」を

第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

「第二節 収用又は使用の手続の保留(第三十条)」を

第十五条の二第一項中「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告の申請を」

「第二十六條第一項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。）」の規定による事業の認定の告示に改める。

第十五条の四「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告を」

「第二十六條第一項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。）」の規定による事業の認定の告示に改める。

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

「第三章 事業の認定」を

過しても前項の規定による手続を行なわないう場合に準用する。

第二十八條の次に次の二條を加える。

(補償等について周知させるための措置)

第二十八條の二 起業者は、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他建設省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(土地の保全)

第二十八條の三 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。

第二十九條中「三年以内に第三十一條の規定による土地細目の公告」を「一年以内に第三十九條第一項の規定による取用又は使用の裁決」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年以内に第四十七條の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがないときも、前項と同様とする。この場合において、既にされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第三十條第一項後段を次のように改める。

この場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

第三十條第二項中「告示する」を「告示し、かつ、起業地が所在する市町村の長に通知する」に改め、

同条第三項中「告示」の下に「通知」を加え、第三章中同條の次に次の一條を加える。

(土地等の取得の完了)

第三十條の二 前条第一項前段、第二項及び第三項の規定は、起業者が起業地内のすべての土地について必要な権利を取得した場合に準用する。ただし、同条第二項及び第三項の規定による告示及び報告は、することを要しない。

「第四章 取用又は使用の手続」を削り、「第一節 土地細目の公告及び協議」を「第二節 取用又は使用の手続の保留」に改める。

第三十一條から第三十四條までを次のように改める。

(手続の保留)
第三十一條 起業者は、起業地の全部又は一部について、事業の認定後の取用又は使用の手続を保留することができる。

(手続の保留の申立書)

第三十二條 起業者は、前条の規定によつて取用又は使用の手続を保留しようとするときは、建設省令で定める様式に従い、事業の認定の申請と同時に、その旨及び手続を保留する起業地の範圍を記載した申立書を提出しなければならない。この場合においては、第十八條第二項第二号に掲げる起業地を表示する圖面に手続を保留する起業地の範圍を表示しなければならない。

2 第十八條第四項の規定は、前項の規定による起業地の範圍の表示について、第十九條第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十二條第一項」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「申立書及び圖面」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第二項中「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と読み替へるものとする。

(手続の保留の告示)
第三十三條 建設大臣又は都道府県知事は、前条

第一項の申立てがあつたときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示の際、あわせて事業の認定後の取用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される起業地の範圍を告示しなければならない。

(手続開始の申立て)

第三十四條 起業者は、取用又は使用の手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年以内に、都道府県知事に、取用又は使用の手続を開始する旨を申し立てなければならない。

(手続開始の申立書)

第三十四條の二 起業者は、前条の規定による申立てをしようとするときは、建設省令で定める様式に従い、第二十六條第一項及び第三十三條の規定によつて告示された事項並びに取用又は使用の手続を開始しようとする土地を記載した申立書に、当該土地を表示する圖面を添附して、これを当該土地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 第十八條第四項の規定は、前項の規定による土地の表示について、第十九條第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十四條の二第一項」と、「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と、「同条」とあるのは「同項」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「建設大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書」とあるのは「都道府県知事は、申立書」と読み替へるものとする。

(手続開始の告示)
第三十四條の三 都道府県知事は、第三十四條の

規定による申立てがあつたときは、遅滞なく、取用又は使用の手続が開始される旨及び第三十四條の四の規定による圖面の縦覧場所を、都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

(圖面の縦覧)

第三十四條の四 都道府県知事は、第三十四條の規定による申立てがあつたときは、直ちに、当該土地が所在する市町村の長に対して、第三十四條の二第一項の圖面を送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の圖面を受け取つたときは、直ちに、これを第二十六條の二第二項の圖面とあわせて公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第二十四條第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわないう場合に準用する。

(手続開始の告示の効果)

第三十四條の五 取用又は使用の手続を保留した土地については、第三十四條の三の規定による手続開始の告示があつた時を第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた時とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、この章(第二十八條の二及び第二十九條第一項を除く)、第百條第二項、第百六條第一項、第百六條第一項及び第百三十條第一項の規定については、この限りでない。

(事業の認定の失効)

第三十四條の六 起業者が、取用又は使用の手続を保留した土地について、第三十四條の期間内に同条の規定による申立てをしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。

第四章 取用又は使用の手続

第一節 調書の作成

第三十五條第一項及び第三十六條第一項中「第三十三條の規定による土地細目の公告」を「第二十

六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改める。

第三十八条の次に次の節名を加える。

第二節 裁決手続の開始

第三十九条を次のように改める。

(収用又は使用の裁決の申請)

第三十九条 起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内の限りに、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2 土地所有者又は土地に關して権利を有する関係人(先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く)は、自己の権利に係る土地について、起業者に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残地となるべき部分を除き、分割して請求することができる。

3 前項の規定による請求の手続に關して必要な事項は、建設省令で定める。

第四十条及び第四十一条を削る。

「第二節 収用委員会の裁決」を削る。

第四十二条第一項第二号中「並びにその土地にある物件の種類及び数量」、「又は物件」及び「物件の数量等」を削り、同号中「関係人」を「土地に關して権利を有する関係人」に改め、同号中「損失補償」を「収用し、若しくは使用しようとする土地又はその土地に關する所有権以外の権利に對する損失補償(第七十四条第一項に規定する損失補償を含む)」に改め、同号中「収用又は使用の」を「権利を取得し、又は消滅させる」に改め、同項第三号中「及び物件調査又はこれらの」を「又はその」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条を第四十条とする。

2 前項第二号ニ掲げる事項に關して起業者が

過失がなくして知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添附書類に記載することを要しない。

第四十三条中「第四十二条」を「第四十条」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項第二号」を「第四十条第一項第二号」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条第二項中「差押、仮差押又は」を削り、同条を第四十三条とし、同条の次に次の四條を加える。

(裁決の申請の特例)

第四十四条 第三十六条の規定による土地調査の作成前に第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登録簿に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、添附することを要しない。

2 起業者は、前項の規定により添附書類の一部を省略して裁決を申請したときは、第三十六条の規定による土地調査の作成後、すみやかに、建設省令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による添附書類中省略された部分を補充しなければならない。この場合においては、その補充があつたときに、同条第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を収用委員会が受理したものとなし、前二条の規定を適用する。

(裁決申請があつた旨の公告等)

第四十五条 前条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、収用委員会は、第四十一条において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市

町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替へるものとする。

(裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託)

第四十五条の二 収用委員会は、第四十四条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に關する権利について、収用又は使用の裁決手続の開始の登記(以下単に「裁決手続開始の登記」といふ。)を嘱託しなければならない。

(裁決手続開始の登記の効果)

第四十五条の三 裁決手続開始の登記があつた後において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について仮登記若しくは買戻しの特約の登記をし、又は当該登記に係る権利について差押え、仮差押えの執行若しくは仮処分執行をした者は、当該承継、仮登記上の権利若しくは買戻権又は当該処分を起業者に對抗することができない。ただし、相続人その他の一般承継人及び当該裁決手続開始の登記前に登記された買戻権の行使又は当該裁決手続開始の登記前にされた差押え若しくは仮差押えの執行に係る国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)

による滞納処分(その例による滞納処分を含むものとし、以下単に「滞納処分」といふ。)、強制執行若しくは競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売により権利を取得した者の当該権利の承継については、この限りでない。

2 裁決手続開始の登記前においては、土地が収用され、又は使用されることに因る損失の補償を請求する権利については、差押え、仮差押えの執行、譲渡又は質権の設定をすることができない。裁決手続開始の登記後においても、その登記に係る権利で、その登記前に差押え又は仮差押えの執行がされているもの(質権、抵当権その他の権利で、当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による損失の補償を請求する権利につき、同様とする。

第四十六条第一項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を「第四十三条又は第八十七条ただし書」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節 補償金の支払請求

(補償金の支払請求)

第四十六条の二 土地所有者又は土地に關して権利を有する関係人(先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く)は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、収用され、若しくは使用される土地又はその土地に關する所有権以外の権利に對する補償金の支払を請求することができる。

第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

2 前項の規定による補償金の支払の請求は、第三十九条第二項の規定による請求とあわせてし

なければならぬ。ただし、既に、起業者が同条第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が同条第二項の規定による請求をしているときは、この限りでない。

3 裁決手続開始の登記前には差押え又は仮差押えの執行がなされている権利(当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべき権利を含む。)については、第一項の規定による補償金の支払の請求は、することができない。差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がなされた権利については、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がなされたときは、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

(残地収用等に係る補償金の支払請求)

第四十六條の三 第七十六條第一項又は第八十一條第一項の規定による収用の請求を前提とする前条第一項の規定による補償金の支払の請求は、あらかじめ、第八十七條の規定によりその収用の請求に必要な手続をした場合に限りすることができる。

(見積りによる補償金の支払)

第四十六條の四 起業者は、第四十六條の二第一項の規定による補償金の支払の請求を受けたときは、建設省令で定めるところにより、二月以内に自己の見積りによる補償金を支払わなければならない。ただし、裁決手続開始の登記がなされていないときは、その登記がされた日から一週間以内に支払は足りる。

2 第九十五條第二項(第三号を除く。)及び第四項後段、第九十九條第一項及び第三項並びに第四百四條の規定は、前項の規定によつて支払うべき補償金について準用する。この場合において、第九十五條第二項中「権利取得の時期」とあるのは「第四十六條の四第一項の規定による支払期限」と、第四百四條中「収用され、又は使用

された」とあるのは「第四十六條の二第一項の規定による補償金の支払の請求がなされた」と、その目的物の収用又は使用に因つて」とあるのは「第四十六條の四第一項の規定によつて」と読み替へるものとする。

3 起業者は、前項において準用する第四百四條の規定により権利を行なうことができる者に対して、第一項の規定による補償金の支払前にあらかじめ、その支払をする旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決の裁決書の正本が起業者に送達されたときは、第四十六條の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第四節 裁決

第四十七條中「起業者の」を「収用又は使用の裁決の」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(収用又は使用の裁決)

第四十七條の二 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4 明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

(明渡裁決の申立て等)

第四十七條の三 起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするとき、又は土地所有者若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、建設省令で定める様式に従ひ、次に掲げる書類を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
- イ 土地の所在、地番及び地目
- ロ 土地にある物件の種類及び数量(物件が

分割されることとなる場合においては、その全部の物件の数量を含む。)

ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

ニ 第四十條第一項第二号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

ホ

土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

ニ 第三十六條の規定による物件調査又はその写真

2 第四十條第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

3 第三十七條の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のうちロに掲げる事項については、第三十五條第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

4 第一項第二号に掲げる書類については、既に作成したこれらの書類の内容が現況と著しく異なることと認められるときは、新たにこれを作成して、従前の書類とともに提出しなければならない。

5 第十九條第一項前段の規定は、第一項に規定する書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七條の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替へるものとする。

6 第一項から前項までに定めるものの外、明渡裁決の申立ての手続に關して必要な事項は、建設省令で定める。

(書類の送付及び縦覧)

第四十七條の四 収用委員会は、前条第一項の書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に關係がある部分の写しを当該市町村長に送付す

るとともに、その書類に記載されている土地所有者及び関係人に明渡裁決の申立てが立あつた旨の通知をしなければならない。

2 第四十二條第二項から第六項まで及び第四十三條の規定は、前項の規定により市町村長が送付を受けた書類の縦覧並びに土地所有者、関係人及び準関係人の意見書の提出について準用する。この場合において、第四十二條第二項中「前項」とあるのは「第四十七條の三第一項」と、「第四十條第一項第二号イ」とあるのは「同項第一号イ」と読み替へるものとする。

第四十八條の見出しを「(権利取得裁決)」に改め、同条第一項を次のように改める。

権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二 土地又は土地に關する所有権以外の権利に對する損失の補償

三 権利を取得し、又は消滅させる時期(以下「権利取得の時期」という。)

四 その他この法律に規定する事項

第四十八條第二項中「第四十二條第一項」を「第四十條第一項」に改め、同条第三項中「第四十二條第一項」を「第四十條第一項」に、「第四十五條若しくは第六十三條第二項」を「第四十三條、第六十三條第二項若しくは第八十七條ただし書」に改める。

(明渡裁決)

第四十九條 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 前条第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償
 - 二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限(以下「明渡し期限」という。)
 - 三 その他この法律に規定する事項
- 2 前条第三項から第五項までの規定は、前項第一号に掲げる事項について準用する。

第五十条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、同条第五項中「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第五十二条第五項中「前項」を「第三項」に改める。

第六十三条第一項及び第三項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第六十六条の見出し及び同条第一項中「及び決定」を削り、同条第二項中「及び決定」及び「決定書」を削り、同条第三項中「及び決定書」を削る。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 削除

第七十一条から第七十三条までを次のように改める。

(土地等に対する補償金の額)

第七十一条 収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

第七十二条 前条の規定は、使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額について準用する。この場合において、同条中「近傍類地の取引価格」とあるのは、「その土地及び近傍類地の地代及び借賃」と読み替へるものとする。

(その他の補償額算定の時期)

第七十三条 この節に別段の定めがある場合を除くの外、損失の補償は、明渡裁決の時の価格によつて算定しなければならない。

第七十四条に次の一項を加える。

権利以外の権利に対する補償金の額については、第七十一条及び第七十二条の例による。

第七十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定によつて収用の請求がされた土地に関する所有権以外の権利に対しては、第七十一条の規定にかかわらず、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した権利取得裁決の時における相当な価格をもつて補償しなければならない。

第八十条の次に次の一項を加える。

(原状回復の困難な使用の補償)

第八十条の二 土地を使用する場合において、使用の方法が土地の形質を変更し、当該土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これによつて生ずる損失をも補償しなければならない。

2 前項の規定による土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額については、第七十一条の例による。

第八十一条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による請求があつた権利については、起業者がその権利の使用の裁決の申請をしたものとみなして、第一項の規定に基づく請求に係る裁決とあわせて裁決するものとする。

第八十二条第一項中「質権及び抵当権を有する者」を「先取特権を有する者、質権者、抵当権者及び第八十四条第四項の規定により関係人に含まれる者」に改め、同条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十三条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十四条第二項及び第八十五条第二項中「認めるときは、」の下に「明渡裁決において」を加える。

第八十六条第一項中「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十一条、第七十二条、第七十四条、第八十条の二」に改め、同条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決又は明渡裁決にお

いて」を加える。

第八十七条中「第七十六条」を「第七十六条第一項及び第二項、第七十七条」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項(第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第七十六条第一項及び第八十一条第一項の規定による請求は、第四十三条の縦覧期間前においても、その請求に係る意見書を収用委員会に提出することによつてすることができ

第八十八条中「第七十二条から第七十五条まで」を「第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条」に、「及び第八十条」を「第八十条及び第八十条の二」に改める。

第八十九条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改める。

第六章第一節中第九十条の次に次の三条を加える。

(補償請求者に関する特例)

第九十条の二 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた土地又は土地に関する所有権以外の権利については、第七十一条中「権利取得裁決の時」とあるのは、「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」とする。

(差額及び加算金の裁決)

第九十条の三 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合において、収用委員会は、権利取得裁決において次の各号に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払つた額を、その支払時期に応じて第七十一条に規定する政令で定める方法の例により算定した修

正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期限における価額に修正した額

二 前条の規定により読み替えられた第七十一条の規定によつて算定した補償金の額と前号の額とに過不足があるときは、起業者が支払すべき補償金の残額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその債務者

三 支払を遅滞した補償金に対する加算金

2 前項第三号に掲げる加算金の額は、第四十六条の四第一項の規定による支払を遅滞した金額について、その支払を遅滞した期間(裁決の時までに支払われなかつた金額については、裁決の時までの期間)につき、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

一 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割以上である期間 百円につき一日五銭

二 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満一割以上である期間 百円につき一日三銭

三 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満である期間 百円につき一日一銭七厘

(過怠金の裁決)

第九十条の四 起業者が第三十九条第二項の規定による請求を受けた日から二週間以内収用又は使用の裁決の申請をしなかつた場合において、起業者が、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人に對し、それらの者が受けるべき補償金百円につき一日五銭の割合により裁決の申請を怠つた期間について算定した過怠金を支払うべき旨の裁決をしなければならない。

第九十二条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、「第二十九条」の下に「若しくは第三十四条の六」を加える。

第九十四条第六項中「及び第六十七条」を削り、

「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第四十二條第一項」を「第四十三條第一項」に、「第四十五條第一項」を「第四十二條第一項」に改め、「第六十六條第一項及び第二項中「裁決及び決定」とあるのは「裁決」と、同条第二項及び第三項中「裁決書及び決定書」とあるのは「裁決書」とを削る。

第九十五條第一項中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八條第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「補償金」の下に「加算金及び過怠金(以下「補償金等」という。)」を加え、「第八十五條第二項の規定に基く物件の移転の代行」を削り、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の額」に改め、同条第三項中「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の額」に改め、同条第四項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金」を「補償金等」に改め、同項に後段として次のように加える。

裁決手続開始の登記前に仮登記又は買戻しの特約の登記がされた権利に係る補償金等についても、同様とする。

第九十五條第五項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に改め、同条第六項中「第四十八條第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「又は第八十四條第二項の規定に基く工事の代行」を削る。

第九十八條及び第九十九條を削り、第九十七條第三項中「補償金」を「補償金等」に改め、同条を第九十九條とし、第九十六條中「第四十八條第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第九十七條及び第九十八條」を「第九十九條」に、「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期又は明渡しの期限」に改め、同条を第九十八條とし、

第九十五條の次に次の二条を加える。

(差押え又は仮差押えがある場合の措置)

第九十六條 裁決手続開始の登記前にされた差押えに係る権利(先取特権、質権、抵当権その他当該差押えによる換価手続において消滅すべき権利を含むものとし、以下この条において、単に「差押えに係る権利」という。)について権利取得裁決又は明渡裁決があったとき(明渡裁決にあっては、第七十八條又は第七十九條の規定による請求があつた場合に限る。)は、起業者は、前条の規定にかかわらず、権利取得の時期又は明渡しの期限までに、当該差押えに係る権利に対する補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならぬ。ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法による競売による競落代価の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代価又は滞納処分による売却代金(使用の裁決に係るときは、それらの一部)とみなし、収用の裁決に係る場合におけるその払渡しを受けた日は、強制執行又は競売法による競売に關しては、競落期日とみなす。

3 強制競売に係る競落許可決定後その確定前、競売法による競売に係る競落許可決定後競落代金の支払前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、競落許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4 起業者は、収用委員会の裁決した補償金等の額に對して不服があるときは、第一項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。

5 第一項及び前項の規定は、裁決手続開始の登

記前にされた仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡しに準用する。

6 起業者は第一項又は前項に規定する権利に対する補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に關しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、起業者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基く給付をしたものとみなす。

7 第一項又は前二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行又は競売法による競売に關しては、最高裁判所規則で民事訴訟法及び競売法の特別その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に關しては、政令で国税徴収法の特例その他必要な事項を定めることができる。

(明渡裁決に係る補償の払渡し又は供託等)
第九十七條 起業者は、明渡裁決で定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し、第八十五條第二項の規定に基く物件の移転の代行又は第八十六條第二項の規定に基く宅地の造成をしなければならない。

2 第九十五條第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「権利取得の時期」とあるのは、明渡しの期限と、同条第四項中「第四十八條第五項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第四十八條第五項」と、「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第六項中「権利取得裁決に係る第八十三條第二項の規定に基く耕地の造成」とあるのは「明渡裁決に係る第八十四條第二項の規定に基く工事の代行」と読み替へるものとする。

第九百條中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八條第一項の規定による裁決に係る補償金」を

「権利取得裁決に係る補償金等」に改め、「第八十五條第二項の規定に基く物件の移転の代行の提供」を削り、「第四十八條第一項の規定による収用委員会の裁決は、その効力を失う」を「権利取得裁決は、その効力を失い、裁決手続開始の決定は、取り消されたものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

2 起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し若しくは供託、第八十五條第二項の規定に基く物件の移転の代行の提供、第八十六條第二項の規定に基く宅地の造成の提供又は第八十四條第三項において準用する第八十三條第四項の規定に基く金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、明渡裁決は、その効力を失う。この場合において、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年を経過していないときは、その期間経過前に限り、なお明渡裁決の申立てをすることができるとし、その期間を経過しているときは、裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第九百一條第一項中「又は物件」を削り、「起業者は、収用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において」、起業者は「に」、「その他の権利は、消滅する」を「その他の権利並びに当該土地又は当該土地に關する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に關する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失う」に改め、「第七十六條第二項の下に」又は第八十一條第二項を加え、同条第二項中「使用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において」、裁決で定められたところにより」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の規定は、第七十八條又は第七十

九条の規定によつて物件を収用する場合に準用する。この場合において、同項中「権利取得判決において定められた権利取得の時期」とあるのは、「明渡裁判において定められた明渡しの期限」と読み替へるものとする。

(占有の継続)

第二百一条の次に次の一条を加える。

第二百一条の二 前条第一項の規定により起業者が土地の所有権を取得した際、同項の規定により失つた権利に基づき当該土地を占有している者及びその承継人は、明渡裁判において定められた明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第二十八条の三及び第八十九条の規定の適用を妨げない。

第二百二条を次のように改める。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転)

第二百二条 明渡裁判があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁判において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならぬ。

第二百二条の次に次の一条を加える。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)

第二百二条の二 前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならぬ。

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

二 起業者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知す

ることができないとき。

2 前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行はせることができる。物件を移転すべき者が明渡裁判に係る第八十五条第二項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

3 前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき明渡裁判に係る補償金を義務者に代わつて受けることができる。

4 起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に明渡裁判に係る補償金を支払つたものとみなす。

5 第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二十条の規定にかかわらず、起業者から徴収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。

第二百三条中「収用又は使用の判決」を「権利取得判決又は明渡裁判」、「収用し、又は使用すべき土地又は」を「収用し、若しくは使用すべき土地又は収用すべき」に改める。

第二百四条中「補償金」を「補償金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(起業者が返還を受ける額に係る債務名義)

第二百四条の二 第九十四条第十項から第十二項ま

での規定は、権利取得裁判第九十条の三第一項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第三百三十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中「第八項の規定によつてされた判決」とあるのは、「第九十条の三第一項第二号の規定によつて起業者が返還を受けることができる額についてされた判決」と読み替へるものとする。

第二百五条第二項中「第七十三条後段」を「第八十条の二第二項」に改める。

第六十六条第一項中「収用の時期から十五年以内」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」に、「収用の時期から五年」を「事業の認定の告示の日から十年」に、「収用の時期」を「権利取得判決において定められた権利取得の時期」に、「収用の時期から十五年の」を「事業の認定の告示の日から二十年の」に改め、同条第三項中「収用の時期」を「権利取得判決において定められた権利取得の時期」に改める。

第八章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第八八条から第九十五条まで 削除

第九十六条第一項中「土地の全部」を「起業地の全部」に、「第四十条本文の規定による」を「権利取得し、又は消滅させるための」に、「第三十三条の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日以後収用又は使用の判決の申請前に改め、同条第二項第三号中「権利」の下に「種類及び」を加え、同項第四号中「時期」の下に「及び土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 対償

第二百二条中「及び決定」及び「及び決定書」を削除。

第二百二条中「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の判決」を「同時に権利取得判決と

明渡裁判」に改める。

第二百三十三条第一項中「第四十一条」を「第三十九条」に、「第四十八条第一項の規定による判決」を「明渡裁判」に改め、同条第五項中「第四十八条第一項の規定による判決があつたときは同条第一項第三号の時期」を「明渡裁判があつたときは当該明渡裁判において定められた明渡しの期限」に改める。

第二百二十四条第一項中「許可を受け」の下に「若しくは市町村長に通知し」を加え、「第七十一条」を「第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項に改め、第七十九条の下に「(土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍地の地代及び借賃等を考慮して算定した使用の時期の価格)」を加える。

第二百二十五条中「、第四号及び第五号」を「第四号」に、「一万円」を「二万円」に、「第六号」を「第五号」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第四十一条」を「第三十九条第一項」に改め、同条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二百二十七条中又はこの法律の下に「(第九十六条第七項を除く。)」を加える。

第二百二十八条第一項中「第九十九条第一項」を「第二百二条の二第一項」に、「第九十八条」を「第二百二条」に改め、同条第二項及び第三項中「第九十九条第三項」を「第二百二条の二第三項」に改める。

第二百三十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「損失の補償」の下に「(第九十条の三の規定による加算金及び第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下第三百三十三条において同じ。)」を加える。

第三百三十五条第一項中「調停の申立」を削る。

第三百三十六条に次の一項を加える。

3 収用委員会は、審理の円滑な進行のため必要

がある」と認めるときは、政令で定めるところにより、審理の期日に出席することができる代理人の数を制限することができる。

第三百三十七条中、「予備委員及び調停委員の委員」を「及び予備委員」に改める。

第百三十八條第一項各号列記以外の部分中「第百二條」を削り、同項第二号中第七十三條を「第七十二條」に、「第九十八條、第九十九條、第一百一條を」第百一條から第百二條の二までに改め、同條第二項第一号中「第三十四條第一項」を「第二十八條の第三項第一号」に改め、「第四十條並下

に第百十六条第二項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」とを削り、「起業者は、収用の時期において、

で、当該土地又は物件を「権利取得裁決」において定められた権利取得の時期において、起業者は、

は「を」権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、当該権利は「に」、「使用の時期において、当該土地」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該土地に」、「使用の時期において、当該権利」を「権利取得裁決において定められたところにより、当該権利」に、「読み替える」を、「

第百十六條第一項並びに第二項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と読み替える」に改め、同項第三号及び第三号中「第三十四條」を「第二十八條の三」に改める。

第三百三十九條第一項中「収用の時期において」を「權利取得裁決において定められた權利取得の時期において、裁決で定められたところにより」に、同條第二項中「収用の時期を」明渡裁決において定められた明渡し期限に改める。

第十一章中第四百四十条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第四百十條の二 この法律に特に定めるものの外、この法律の実施のため必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第一百四十二条中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改める。

第四百三十三条第四号中「第九十八条」を「第二百二条」に改める。

附
則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

公共の利益となる事業の施行に伴う開発利益の帰属の適正化及び事業に必要な土地等の取得の円滑化を図るため、収用し、又は使用する土地に対する補償金の額を事業の認定の告示の時の近傍類地の取引価格等を基礎とした額とするとともに、土地等の収用又は使用の手続の促進について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地収用法の一部を改正する法律施行法案

右
国会に提出する。

昭和四十一年五月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

土地収用法の一部を改正する法律施行法

（土地収用法の一部を改正する法律の施行期日）
 第一条 土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（土地収用法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 土地収用法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に効力を有する改正前の土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（以下「旧法」という。）第二十六条第一項

の規定による事業の認定の告示は、改正後の土地収用法（以下「新法」という。）の適用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、新法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示とみなす。

第三条 改正法の施行前に旧法第三十三条の規定

による土地細目の公告があつた土地の収用又は使用に關しては、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年を経過する前に旧法第三十九条の例により土地細目の公告が効力を失つたときは、その失効後は、新法を適用する。

第四条 改正法の施行前に旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた土地の新法の規定による収用又は使用(以下旧事業認定による収用等という。)については、事業の認定後の収用又は使用の手続は、保留されているものとみなす。

第五条 起業者は、旧事業認定による収用等に関し新法第三十四条の規定により収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てようとするときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書に、新法第二十六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項の記載に代え

て、旧法第二十六条第一項の規定によつて告示された事項及び土地収用法の一部を改正する法律施行法第四条の規定により収用又は使用の手續が保留された旨を記載しなければならない。

第六條 旧事業認定による収用等に關しては、新

法第十八条の第三項中「第二十六条第
一項の規定による事業の認定の告示」とあるのは、
「当該都道府県の区域内の起業地についてにはじ
めて第三十四条の二の規定による手続開始の告
示」とする。

第七條第五條の場合において、同條の申立てが当該起業地（起業地が二以上の都道府県の区域にわたるときは、各都道府県の区域内の起業地）についてはじめてするものであるときは、新法第三十四條の第二項の規定による申立書

道府県の区域内の起業地をも記載し、かつ、そ

の起業地を表示する図面を添附しなければなら
ない。新法第十八条第四項の規定は、この場合
における土地の表示について準用する。

2 都道府県知事は、前項に規定する申立てがあ
つた場合において、新法第三十四条の三の規定
による手続開始の告示をするときは、あわせ
て、当該都道府県の区域内の起業地及びその起

業地について新法第二十八条の三の規定の適用がある旨を告示しなければならない。

3 都道府県知事は、新法第三十四条の四第一項の規定により市町村長に図面を送付する際、第一項の図面をあわせて送付するものとする。

4 第一項の図面が前項の規定により市町村長に送付されたときは、その図面は、市町村長が新

法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第八条 改正法の施行前にされた事業の認定の申請に対し、改正法の施行の際まだこれに関する処分がされていないときは、その事業の認定の手続については、なお従前の例による。

昭和四十一年六月九日 衆議院會議録第六十一号

土地収用法の一部を改正する法律案外一案

一三五〇

2 前四条の規定は、前項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をした場合に準用する。

3 第一項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をするときは、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨を告示しなければならない。

第九条 第二条から前条までの規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)

第十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「消滅」の下に「又ハ失効シ」を、「既登記ノ権利」の下に「差押、仮差押及仮処分」を、「其消滅」の下に「又ハ失効」を加え、同条第二項中「表示シタル権利」の下に「差押、仮差押及仮処分」を加え、同条に次の一項を加える。

前条第一項ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ職權ヲ以テ裁決手続開始ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の規定により旧法の例によつて収用の裁決があつたときは、前条の規定による改正後の不動産登記法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

第十三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

都市計画、都市計画事業及毎年度執行すべき都市計画事業ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ

主務大臣之ヲ告示シ行政庁ヲシテ關係図書ヲ縦覧ニ供セシムベシ

第十九条中「第三条」を「第三条第一項」に、「事業ノ認定ト看做ス」を「事業ノ認定ト看做シ第三條第二項ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ告示ヲ以テ同法第二十六條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示ト看做ス」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八條第三項、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十九條第一項、第四十六條の二第二項、第七十一條第一項(其ノ例ニ依ル場合ヲ含ム)及第八十九條第一項ノ規定ニ適用ニ付テハ同法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該當スル事由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ生ジタル時ニ於テ同法第二十六條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看做ス

權利取得裁決アリタル後都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ヲ經過スルモ明渡裁決ノ申立ナキトキハ既ニ為サレタル裁決手続開始ノ決定及權利取得裁決ハ取消サレタルモノト看做ス

第二十五条を削り、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を削り、第二十二條を第二十四条とし、第二十一條を第二十三條とし、第二十条の次に次の二條を加える。

第二十一条 第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第三十一条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ノ手続ノ保留ハ主務大臣之ヲ為ス但シ同法第三十四条ノ規定ニ依ル手続開始ノ申立ハ事業ヲ執行スル者之ヲ為スコトヲ要ス

主務大臣前項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用ノ手続ヲ保留セムトスルトキハ土地収用法第三十三條ノ例ニ依リ第三條第二項ノ規定ニ依ル告示ノ際手続ノ保留ノ告示ヲ為スコトヲ要ス

第二十二條 前各条ニ定ムルモノノ外第十八條第二項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用ニ付テハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 土地収用法第三十四條及第百條第二項後段ニ定ムル期間ノ終期ハ都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ノ終了ノ時トス

二 土地収用法第三十四條の四第二項中「第二十六條の二」第二項の図面「トアルハ之ヲ」都市計画法第三條第二項の圖書中都市計画事業に係る図面トス

三 土地収用法第八十九條第三項中「許可を受けたとき」トアルハ之ヲ「許可を受けたとき、その他政令で定める場合」トス

四 土地収用法第九十二條第一項中「第二十九條若しくは第三十四條の六の規定によつて事業の認定が失効シ」トアルハ之ヲ「第三十九條第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請の期限を徒過シ」トス

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による都市計画法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三條ただし書中「旧法第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、都市計画事業を執行すべき最終年度」とし、第八條第一項中事業の認定の申請」とあるのは、都市計画審議会への付議」と、「処分」とあるのは、議決」とする。

(測量法の一部改正)

第十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項を削る。

(測量法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に測量法第十四條第三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鉱業法の一部改正)

第十七條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第五項に次の一号を加える。

四 使用し、又は収用しようとする土地を表

示する図面の縦覧場所

第六條に次の一項を加える。

六 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちに、関係都道府県知事を経由して、使用し、又は収用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第六條の次に次の一條を加える。

(使用又は収用の手続の保留)

第六條の二 鉱業権者又は租鉱権者は、使用し、又は収用しようとする土地の全部又は一部について、前条第一項の許可後の使用又は収用の手続を保留することが出来る。

二 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によつて使用又は収用の手続を保留しようとするときは、省令で定める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 通商産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用又は収用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

第七條第二項中「前条」を「第六條」に改め、「があつたもの」の下に「とみなし、第六條第六項の規定による通知は同法第二十六條の二第二項の規定による通知と、第六條第六項

第三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鉱業法の一部改正)

第十七條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第五項に次の一号を加える。

四 使用し、又は収用しようとする土地を表

示する図面の縦覧場所

第六條に次の一項を加える。

六 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちに、関係都道府県知事を経由して、使用し、又は収用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第六條の次に次の一條を加える。

(使用又は収用の手続の保留)

第六條の二 鉱業権者又は租鉱権者は、使用し、又は収用しようとする土地の全部又は一部について、前条第一項の許可後の使用又は収用の手続を保留することが出来る。

二 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によつて使用又は収用の手続を保留しようとするときは、省令で定める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 通商産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用又は収用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

第七條第二項中「前条」を「第六條」に改め、「があつたもの」の下に「とみなし、第六條第六項の規定による通知は同法第二十六條の二第二項の規定による通知と、第六條第六項

の規定により市町村長が送付を受けた図面は同法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面と、前条第三項の規定による公告は同法第三十三条の規定による告示を加え、同条第三項中「前条」を「第百六条」に改める。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行前に鉱業法第百六条第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(採石法の一部改正)

第十九条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項に次の一号を加える。

四 使用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

第三十六条に次の一項を加える。

6 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちに、関係都道府県知事を経由して、使用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(使用の手続の保留)

第三十六条の二 採石業者は、使用しようとする土地の全部又は一部について、前条第一項の許可後の使用の手続を保留することができ

る。

2 採石業者は、前項の規定によつて使用の手続を保留しようとするときは、省令で定める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

3 通商産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

第三十七条第二項中「前条」を「第三十六条」に改め、「があつたもの」の下に「とみなし、第三十六条第六項の規定による通知は同法第二十六条の二第二項の規定による通知と、第三十六条第六項の規定により市町村長が送付を受けた図面は同法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面と、前条第三項の規定による公告は同法第三十三条の規定による告示を加え、同条第三項中「前条」を「第三十六条」に改める。

(採石法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行前に採石法第三十六条第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(森林法の一部改正)

第二十一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六十四条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百六条第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得の時期」とあるのは「権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」とあるのは「収用の時期から十五年の」と、「第七十六條第一項」とあるのは「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五十五条第一項後段」と、同条第三項中「権利取得の時期」とあるのは「定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替へるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「及び使用し、又は収用すべき土地等」を、「使用し、又は収用すべき土地等の所在並びに次項の規定による土地等の調査及び図面の縦覧場所」に改め、同条第二項中「公告する」とともに「を」を「公告し、かつ」、に、「通知しなければならない」を「通知するとともに、政令で定めるところにより、当該土地等の調査及び図面を、土地等の使用若しくは収用の認定が効力を失う日又はすべての土地等について必要な権利を取得する日まで公衆の縦覧に供しなければならない」に改める。

第九條第二項中「第八十一條第二項及び第三項」を「第四十六條の三、第八十一條第二項及び第三項並びに第八十七條ただし書」に改め、「第二号」及び「事業」とあるのは「建物の使用」とを削る。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十四條第一項中、「第七條第二項の規定による公告及び通知」を「土地収用法第三十三條の規定による土地細目の公告及び通知」とを削り、「第三章、第三十一條から第三十三條まで」を「第十六條から第二十八條まで、第三十條、第三十條の二、第三章第二節に、「第百二十五條第二号及び第四号から第六号まで」を「第百二十五條第二号、第四号及び第五号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書に規定するものを除く外、同項」を「前項の規定に

よる土地収用法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第四条第一項の規定により使用認定申請書又は収用認定申請書が提出されたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十四条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第七十九条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により施行地区内の土地を使用する場合においては、土地収用法第二十八条の三及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「土地区画整理法第七十六条第一項」とする。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に前条の規定によ

る改正前の土地区画整理法第七十九条後段の規定により土地収用法第二十条の規定による事業の認定とみなされる事業計画の認可又は決定があつたときは、前条の規定による改正後の土地区画整理法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第二十六条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六十一条第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは、収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」とあるのは「収用の時期から十五年の」と、「第七十六条第一項」とあるのは「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第二項」と、同条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替えるものとする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第二十七条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発

区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十七条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで(同条第三号を除く。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第十四条の規定は、前条の規定による首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置につ

いて準用する。

(住宅地区改良法の一部改正)

第二十九条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2 前項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「住宅地区改良法第九条第一項」とする。

3 前項の規定は、改良地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正)

第三十条 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで(同条第三号を除く。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第

八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第十三条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により市街地改造事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(譲受け希望の申出と補償金の支払請求との調整)

第二十一条の二 土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求に係る土地又は借地権については、譲受け希望の申出をすることができない。

2 譲受け希望の申出に係る土地又は借地権については、土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求をすることができない。

第二十二條第一項中「前条」を「第二十一条」に改める。

第二十七條に次の一項を加える。

2 前項の規定により建築施設の部分の価額の概算額を定める場合における同項の近傍類似の土地の価額は、都市計画事業の決定の告示の時の価額とする。ただし、都市計画法第二十一条の規定により収用の手続が保留されたときは、土地収用法第三十四条の三の規定による手続開始の告示の時(手続開始の告示前に管理処分計画を定めるときは、当該管理処分計画を定める時)の価額とする。

第三十五条第一項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決(建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決。以下次項において同じ。)」に改め、同条第二項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決」に、「収用の時期」を「明渡裁決において定められた明渡しの期限(建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決において定められた権利取得の時期)」に改める。

第四十一条第五項中「次条」を「第四十二条」に改める。

第四十六条に次の一項を加える。

2 第二十七條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十四条中「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

(公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第十四條の規定は、前条の規定による公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

2 この法律の施行前に公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第二十一条の規定による譲受け希望の申出をした者は、この法律の施行前にその土地、借地権又は建築物に關し、譲渡又は消滅に關する施行者との契約が成立した場合を除き、この法律の施行の日から三十日以内にその譲受け希望の申出を撤回することができ。ただし、この法律の施行前に旧法第三十三条の規定による土地細目の公告があつたときは、前項において準用する第十四條の規定によりその例によるものとされる第三條ただし書の規定により新法が適用されることとなつた日から三十日以内に限り、その撤回をすることができ。

(公共用地の取得に關する特別措置法の一部改正)

第三十二条 公共用地の取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條・第十三條」を「第十二條・第十八條」に、「第二節 土地細目の公告(第十四條・第十六條)」を「第二節 裁決及び損失の補償(第十七條・第三十八條)」を「第二節 裁決及び損失の補償(第十九條・第三十八條)」に、「第四節」を「第三節」に、「第五節」を「第四節」に改める。

第四條第一項第三号を次のように改める。

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
第四條中第四項を第五項とし、第三項の次に

次の一項を加える。

4 第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び關係人が自己の権利に係る土地が起業地の範圍に含まれることを容易に判断できるものでなければならぬ。第五條中「二万円」を「四万円」に改める。

第十條第一項中「及び起業地」を、「起業地及び土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所」に改める。

第十二條に次の一項を加える。

3 特定公共事業については、土地収用法第三章第二節の規定は、適用しない。

第十三條中「第二十九條」を「第二十九條第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「二年六月」に改める。

「第二節 土地細目の公告」及び「第三節 裁決及び損失の補償」を削り、第十四條から第十八條までを次のように改める。

第十四條から第十八條まで 削除
第十九條の前に次の節名を加える。

第二節 裁決及び損失の補償

第二十条第一項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、「第四十八條第一項各号」の下に「及び第四十九條第一項各号」を加え、「同項の規定による裁決」を「まだ権利取得裁決がされていなくは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明

昭和四十一年六月九日 衆議院會議録第六十一号

土地収用法の一部を改正する法律案外一案

一三五四

渡裁決」に改め、同条第四項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第二十一条第一項中「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を、「仮補償金」の下に「(概算見積りによる同法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金及び同法第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下同じ。)」を加える。

第二十七条中「第九十九条第三項及び第四項」を「第九十六条第一項、第四項、第五項及び第七項、第九十七条」に改め、「第百条」の下に、「第百二条の二第三項及び第四項」を加え、「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決に係る同法第九十五条第一項に規定する補償金等又は明渡裁決」に改める。

第二十八条中「第九十六条」を「第九十八条」に改める。

第二十九条第三項中「第九十八条」を「第百二条」に改める。

第三十条第二項中「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第三十一条を次のように改める。

(残地収用等の場合における補償金の額)

第三十一条 補償裁決において土地収用法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における損失の補償については、同法第七十一条及び第七十六条第

三項中「権利取得裁決」とあり、並びに同法第七十三条中「明渡裁決」とあるのは、「補償裁決」とする。

第三十二条の見出し中「土地収用法第百四条の規定による」を「仮補償金に対する」に改め、同条中「関係人は、」の下に「土地収用法第九十五条第四項後段の規定により仮補償金が供託された場合又は」を加え、「土地収用法」を「同法」に、「その権利を有する者」を「関係権利者」に改める。

第三十三条第一項中「補償金額」の下に「(土地収用法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金の額及び同法第九十条の四に規定する過怠金の額を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に改め、同条に次の一項を加える。

3 土地収用法第九十五条第四項後段及び第九十六条の規定は、起業者が土地所有者又は関係人に支払うべき第一項の規定による清算金及びその清算金に対する前項の規定による利息についても、適用があるものとする。

「第四節 裁決の代行」を「第三節 裁決の代行」に改める。

第三十八条の二第二項中「第四十一条」を「第三十九条第一項」に改める。

第三十八条の六第一項中「及び第百条」を、「第九十六条及び第百三十六条第三項」に改める。

「第五節 土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業」を「第四節 土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業」に改める。

第三十九条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「一年六月」に改め、同条第四項中「第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしない」を「第三十九条第一項の規定による申請をせず、又はその告示があつた日から一年六月以内に同法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがない」に改め、同条第五項を削る。

第四十条を次のように改める。

第四十条 土地収用法第二十條の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができ都市計画事業で、起業地の全部又は一部について収用又は使用の手続が保留されているものについて特定公共事業の認定があつたときは、収用又は使用の手続が開始されるものとする。この場合において、建設大臣は、第十条第一項の規定による告示の際、あわせて収用又は使用の手続が開始される旨を告示するとともに、その土地が所在する市町村の長に対して、その旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項後段の規定による通知を受けたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地収用法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供している図面に、収用又は使用の手続が開始された旨を表示しなければならない。

第四十四条中「及び第百三十六条」を、並びに第百三十六条第一項及び第二項に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三条ただし書中「旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とし、第四条中「保留されている」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第十二条第三項の規定にかかわらず、保留されている」とする。

2 前項の規定により第四条(第八条第二項及び第九条において準用する場合を含む。)の例による場合においては、新法第三十四条中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「改正前の公共用

地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定又はその例による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第三十四条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地の下に」で、第十九条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十九条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二」条まで(同条第三号を除く)を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「新住宅市街地開発法第十三条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 第十四条の規定は、前条の規定による新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置について準用する。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第三十六条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地の下に」で、第二十二條第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第二十二條第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二」条まで(同条第三号を除く)を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第十六条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

る場合には、適用しない。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 第十四条の規定は、前条の規定による近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

附則

この法律(第一条を除く)は、改正法の施行の日から施行する。

理由

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これに、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案は、公共事業の施行に伴う開発利益の帰属の適正化及び土地等の取得の円滑化をはかるため、収用、使用する土地に関する補償額の算定期間を、原則として事業認定の告示のときとするともに、手続の促進について所要の措置を講ずることを目的といたしましたもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、補償額は、近傍類似地の取引価格等を考慮して算定した事業認定の告示のときにおける相当な価格に、権利取得裁決のときまでの物価の変動に應ずる修正率を乗じた額とするものとしたこととあります。

第二に、事業認定の申請及び告示にあたって、起業地の全部または一部について手続保留地を設けることができるものとし、起業者は、手続保留地については、当該事業認定の告示後三年以内に収用手続を開始するものとし、補償額は、手続開始の告示のときの価格によって算定するものとしたこととあります。

第三に、土地所有者等の利益の保護をはかるため、事業認定等の告示があつた後、土地所有者等はいつでも起業者に対し補償金の支払いを請求することができるものとしたこととあります。

第四に、収用裁決を権利取得裁決と明け渡し裁決とに分離し、権利取得裁決を原則として先決するものとしたことであります。

第五に、補償金の支払い請求制度を設けたことに伴い、事業認定において起業地を確定することとし、そのため必要となる土地細目の公告の手続は廃止するものとしたことであります。

第六に、事業認定は、認定の告示または収用手続開始の公告後一年以内に裁決申請をしなければ将来に向かって失効するものとしたことであります。

以上が土地収用法の一部を改正する法律案の目的とおもな内容であります。

土地収用法の一部を改正する法律施行案は、土地収用法の一部を改正する法律案を施行するために必要な経過措置並びに関係法律の規定を整備したものであります。

両案は、去る五月十日日本委員会に付託され、自來参考人の意見を聴取する等、慎重に審議を進めてまいりましたのでありますが、その詳細については會議録に譲ることといたします。

かくて、六月八日、質疑を終了いたしました。が、土地収用法の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案の、取得土地の適正管理等を内容とする修正案が提出され、修正案並びに修正部分を除く両原案を一括して討論に付しましたところ、日本社会党岡本隆一君より、修正部分を除く両原案に反対

の意見が開陳され、引き続き採決いたしました結果、土地収用法の一部を改正する法律案につきましては多数をもって修正議決すべきものと決し、土地収用法の一部を改正する法律施行法案につきましては多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

土地収用法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正に関する部分中「第三章 事業の認定(第十六条―第三十条)」を「第十条」を「第二」に、「第三章 事業の認定(第十六条―第三十条)」に改める。

第八条に二項を加える改正規定の次に次のように加える。

第一章中第十条の次に次の一条を加える。
(取得した土地の管理)

第十条の二 起業者は、第二十六条第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に沿うように適正な管理を行なわなければならない。

2 起業者は、前項に規定する土地を、同項に規定する事業の用以外の他の用に供する工作物を

の他の施設の用に供するために利用し、又は利用させるときは、当該土地の周辺の環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

○議長(山口喜久一郎君) 両案につき討論の通告があります。これを許します。金丸徳重君。

(金丸徳重君登壇)

○金丸徳重君 私は、ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案並びに土地収用法の一部を改正する法律施行法案につき、日本社会党を代表して、その修正部分につき賛成し、政府原案に反対の意向を表明したいと思ひます。(拍手)

制約された時間でありますので、その要旨のみを簡略に申し述べて、各位の御判断を仰ぎたいと思ひますが、まず第一に、土地問題が、地価問題とからんで現代わが国における政治、経済、社会の上のきわめて困難なる問題の一つでありますことにつきましては、われわれも早くよりこれを強調し、これが根本的解決策について、たびたびの機会において、また各種の角度から、政府に要望を繰り返して、その真摯なる検討と熱意ある対策の遂行を迫ってきたところであります。

その意味におきまして、瀬戸山建設大臣が就任されたことに対しては期待を持つとともに、特に大臣が土地は商品にあらずなどという思い

切った表現をもって事に当たられる態度に対しては、いささか驚きと戸惑いの感を抱きながら、その真意が具体的にはいかなる根本的、総合的対策となつてあらわれるかについて、大なる関心を持つて見守つてきたところでございます。

しかるに、今回提案されてきたところのものを見ますと、根本的、総合的対策などはおおよそ遠いものでございまして、ただ単に公共用地取得を簡便、迅速ならしむるために、土地収用法に若干の手直しを加えようというものであり、土地問題解決のためにも、また地価問題解決のためにも、ほんとどと言つていくらい効果の薄いものであります。(拍手)われわれの期待が大きかっただけに、大なる不満と落胆を感じながら本案に対してざるを得なかつたゆえんでございます。

次に、問題として指摘しなければならぬことは、政府原案の底を流れる根本の考え方であります。

土地問題の根底に地価問題があり、公共事業推進の途上に大きな障害となつて横たわつておるものもまた、その用地取得の困難さであり、その底辺に急激に騰貴を続ける地価問題があることは、われわれも十分これを認めておるところであります。したがつて、この点について何らかの改善策が講じられますことについては、もとより望むところであります。それはあくまでも公共の利益と私権尊重との調整という根本理念に基づかなければならないことは申し上げるまでもございません。時

代の要求が公共事業の推進にありとか、地価抑制は現下の急務であるとかいうようなに過ぎるの御旗の陰に隠れて、大事な基本的人権が軽視されるような心配があることは誠に慎んでもらわなければなりません。いわんや、片々たるごて得を排除するに急のあまり、善良なる市民の権利をじゅうりんとしてはばからぬなどの風潮を導き、高めるようなことは、最も警戒してかからなければならぬところでありませう。(拍手)

しかるに、残念ながら政府原案には、次に述べるような諸点についてその警戒すべき考え方が随所に散見されるのでありまして、私が納得できない第二点はこのことにあるのであります。

すなわち、今次の政府原案は、その重要な改正点として被収用地の補償額算定の基準を事業認定のときに固定せんとしております。これは土地という特殊なる取引対象物について、他の一般商品と同様な観念をもって対処せんとしておるものでありまして、根本的に誤りであると申さなければなりません。すなわち、土地というようなものは、そのものずばりの代替物のなきものであります。それにつきましては、その地域一般に共通する、いわば一般的評価額とも申すべきものがあると同時に、その所有者または占有者等に特有する個人的沿革や事情等に基づく、言ってみますならば、特別評価額とも申すべきものが潜在付随してあることもあり得るのでありまして、特に先祖代々その土地の上に働き、そこに衣食してきまし

た農民諸君等の場合におきましては、その事情も複雑、微妙なるものがあり、また、一般的に申しまして、土地に対する愛着心などは他の想像を絶するものがあるのでありまして、それがまた一方におきましては、国土愛や祖国愛の精神にも通ずるところのものであることは、ここに強調するまでもありません。したがって、起業者がこうした土地を円滑に入手しようとするならば、まずその特殊事情等についてあたたかい理解と同情ある態度で臨み、その生活権確保等のためにも、できる限りの対策を講じてやるだけの配慮を必要とすることは申すまでもありません。(拍手)

しかるに、政府案は、この辺の微妙なる配慮の余地をふさぎ、補償額算定という収用法最大の課題を、事業の認定のときという、一見いかにも明瞭のようできわめて不明瞭な点に置き、また、あたかも安定しているかのように見えて、実際上きわめて不安定なる点に固定しようとしておるのであります。これは問題に向かつて問題を投げかけたやうなもので、まあ自己逃避か、しからずんば自己欺瞞以外の何ものでもありません。のみならず、こうした問答無用、寄らば切るぞといったやうなかまをを見せること自体が、善良なる市民に与える精神的影響の大なることは申すまでもありません。もともと、伝家の宝刀は袋に入れて床にあることこそが好ましいのでありまして、もしこれが不斷に抜き放たれて、さらでだに使いたがる権力者などによって常時振り回されるやうな

ことあらんか、宝刀変じてたちまち殺人の凶器となり終えて、世道人心に与える影響もただならじと憂慮されるのであります。(拍手)

また、公共事業起業者の便宜をはからんとし、手続保留地の制度を設けておるのであります。が、これなども、運用いかんによつては、土地所有者の犠牲において起業者に土地値上がり利益を独占させる可能性さえ伏在するのであります。無条件に賛成できないところでございます。

以上のように、随所に見られる起業者保護、私権輕視の傾向は、本法施行法の中にも見られるのであります。米軍基地等に関する規定が他の公共用地に関するものと肩を並べて施行法の中に入ってきたなどは、その顕著な一例と申してよろしいと思ひます。元来、米軍用地などが他の公共用地同様に収用法の適用を受けること自体、理論的、實際的にも法の精神にもとるものといわなければなりません。最近の傾向として、米軍基地や演習場の存在が付近住民に迷惑を及ぼし、近隣土地の値下がり等を招いておる実情にあるのであります。これらをよそにして、地価抑制をおもなねらいとしたという文句の今回の収用法改正案の中に割り込んできたなどは、全く納得できないところでありまして、便乗といひますか、ネコババといひますか、本改正案の趣旨をして一そう不純なものとしたしておるのであり、遺憾しごくに存するところであります。

時間が迫りましたから、結論を急ぐのであります

すが、これを要するに、政府案は、公共用地取得に便ならしめんとするのあまり、これによつて生ずる各種の問題をわざと輕視または無視せんとするものであります。もともと収用法は、手続規定を本質といたします。その手続法は、その本体としての総合的土地対策に基づく強力なる地価対策の先行誘導あつてこそ、初めてその運用の全きを期し得られることは申すまでもありません。しこうして、いま国民が政府に強く要望しておるところのものは、豊富にして低廉なる宅地であり、工場事業場等の用地であります。そのために必要な措置は、土地利用区分の設定とか、都市及びその周辺における遊休地や空閑地の動員とかいう問題の核心に触れる方策でありまして、こうした施策が強力に推進されて、土地対策の根本に解決のめどがつくならば、公共用地取得も、巧まずして、円滑かつ安易に進められるに至るべきであります。その根本問題を故意に怠つて、枝葉末節の収用法等に拘泥しておる限り、かえつて問題を混乱と困難のつばの中におちいらしめる以外の何ものでもありません。

とまれ、本案の提起が、オリンピック関連事業等に見られたやうに、公共用地取得が地価値上がり等を刺激した事実にかんがみてのものであるとしますならば、それはいささかけんか過ぎるの棒ちぎれの感なきにあらずであります。(拍手)また逆に、今後一そうの地価値上がり予想しての対策であるとするならば、それは公共用地のみ独走

昭和四十一年六月九日 衆議院會議録第六十一号

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案 執行官法案

一三五八

せんとするいわゆる勇み足たるのそしりを免れま
すまい。瀬戸山大臣が、この問題について、初め
から大上段にかまへ、何らかの手を打たんとした
熱意のほどはわかります。その義理がたい御心境
に対しては深い敬意を表しながら、しかし、それ
だけに、さらに一段の御検討を願ったほうが無難
であらうことをあえて申し上げて、本討論を終わ
ります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて討論は終局い
たしました。

而案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長の報告は修正、第三の委員長
の報告は可決であります。而案を委員長報告のと
おり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、而
案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第四 産炭地域振興臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第四、産炭地域振
興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法
律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する
法律

産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第
二百十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百
七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和四十一年十一月十二日」を
「昭和四十六年十一月十二日」に改める。

理 由

産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等
の必要がなお存続している実情にかんがみ、産炭
地域振興臨時措置法の有効期間を五年延長する必
要がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めま
す。石炭対策特別委員会理事蔵内修治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔蔵内修治君登壇〕

○蔵内修治君 ただいま議題となりました産炭地
域振興臨時措置法の一部を改正する法律案につい
て、石炭対策特別委員会における審査の経過並び
に結果を御報告申し上げます。

石炭鉱業合理化の進行に伴う産炭地域の疲弊
は、数次の石炭対策にもかかわらず、ますます深
刻の度を加える傾向にあります。

本案は、かかる実情にかんがみ、産炭地域の振
興をさらに促進するため、本法の有効期間を昭和
四十六年十一月十二日まで、五年延長しようとし
るものであります。

本案は、去る三月三日当委員会に付託され、三
月九日三木通商産業大臣より提案理由の説明を聴
取し、自來数次にわたり慎重な審議を行ない、六
月八日、質疑を終了し、直ちに採決いたしました
ところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可
決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、石炭の抜本策に対応する画
期的産炭地域振興対策の確立、産炭地域における
財政援助特別措置の強化拡大、産炭地域進出企業
に対する事業税等の減免補てん、産炭地域におけ
る教職員の増員を内容とする自民、社会、民社三
党共同提案による附帯決議を付することに決しま
した。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本
案は委員長報告のとおり可決いたしました。

執行官法案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。

すなわち、この際、内閣提出、執行官法案を議
題となし、委員長の報告を求め、その審議を進め
られんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御
異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま
す。よって、日程は追加されました。
執行官法案を議題といたします。

執行官法案

右
国会に提出する。

昭和四十一年四月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

執行官法

(職務)

第一条 執行官は、次の事務を取り扱う。

一 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、競売法(明治三十一年法律第十五号)その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務

二 民事訴訟法の規定による強制執行、競売法の規定による競売その他私法上の権利を実現し又は保全するための手続を構成する物の保管、管理、換価その他の行為に係る事務で、裁判において執行官が取り扱うべきものとされたもの

(事務の処理)

第二条 執行官は、申立てによりその事務を取り扱う。ただし、裁判所が、その係属する事件の手続の一部として、直接に執行官に取り扱わせる事務については、この限りでない。

2 執行官の事務の分配は、所属の地方裁判所が定める。ただし、前条第二号の事務のうち裁判において特定の執行官が取り扱うべきものとされた事務は、その執行官が取り扱う。

(除斥)

第三条 裁判官は、次の各号に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 執行官又はその配偶者が、当事者(刑事事件及び少年の保護事件における被害者を含む。以下同じ。)であるとき、又は当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 執行官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき。

三 執行官が当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 執行官がその取り扱うべき事務について当事者の代理人であるとき。

(職務執行区域)

第四条 執行官は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、所属の地方裁判所の管轄区域内においてその職務を行なう。

(不服の申立て)

第五条 申立てにより取り扱う事務についてした執行官の処分(手数料及び費用の額の計算を含む。)に対する不服の申立てについては、民事訴訟法又は競売法に特別の定めがあるものを除くほか、民事訴訟法第五百四十四条第一項に規定する異議の例による。

(金銭の保管)

第六条 執行官が職務の執行として差し押え、又は交付を受けた金銭は、これを受け取るべき者に直ちに交付し、又は供託するものを除き、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官の所属の地方裁判所が保管する。

(手数料及び費用)

第七条 執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、及び職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける。

(手数料を受ける場合)

第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。

一 文書の送達(執行行為に属するものを除く。)

二 差押え又は仮差押え(民事訴訟法第五百八十六條第二項の規定による照査手続において行なわれるものを除く。)

三 民事訴訟法第五百八十六條第二項の規定による照査手続に係る事務

四 換価のために有体動産の引渡しを受けること。

五 競売又はその他の方法による換価の実施(民事訴訟法第五百八十二條又は第五百八十三條に規定する事務を含む。)

六 特定の動産又は代替物の一定の数量を債務者から取り上げて債権者に引き渡すこと。

七 不動産又は人の居住する船舶について債務者の占有を解いて債権者にその占有を得させること。

八 差押え又は仮差押えをした物を債務者その他の者に保管させた場合におけるその状況の点検

九 差押え又は仮差押えをした物を執行処分

取消しとして債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡すこと。

十 商法(明治三十二年法律第四十八号)、破産法(大正十一年法律第七十一号)又は会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去

十一 拒絶証書の作成

十二 債務者が抵当証券の所持人に対して支払をしない旨の証明

十三 民事訴訟法第六百四十三條第三項の規定による不動産の取調べ

十四 前各号の事務以外の第一条第一号に掲げる事務

十五 民事訴訟法第七百三十三條第一項の規定による決定に基づく執行

十六 仮処分その他の保全処分の執行で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

十七 前二号の事務以外の第一条第二号に掲げる事務で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

2 執行官は、前項各号の事務の実施に着手する前であつても、次の各号に掲げる場合においては、当該事務に係る手数料を受ける。

一 送達を行なうべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて送達を実施することができなかった

たとき。

二 前項第二号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務について、競売の日時及び場所の公告その他最高裁判所の規則で定める当該事務の実施に必要な準備行為をした後において、民事訴訟法第五百五十条に規定する事由又は申立ての取下げその他当事者に存する事由により、その実施を取りやめたとき。

(手数料の額)

第九条 前条第一項第一号から第十六号までの事務に係る手数料の額は、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般資金事情その他一切の事情を考慮して、最高裁判所の規則で定める。

2 前条第一項第十七号の事務に係る手数料の額は、裁判において当該事務を執行官が取り扱うべきものとした裁判所が定める。

(費用の種類)

第十条 執行官が支払又は償還を受ける費用は、次のとおりとする。

- 一 郵便料及び電信電話料
- 二 公告の費用
- 三 民事訴訟法第五百三十七条に規定する立会人の日当及び旅費
- 四 鑑定人の日当、旅費、宿泊料及び報酬
- 五 技術者及び労働者の手当
- 六 民事訴訟法第五百八十二条又は第五百八十二

三条に規定する事務を行なうための費用

七 物の運搬、保管、監守及び保存の費用

八 果実収穫の費用

九 官庁その他の公の団体から証明を受ける費用

十 物の現況を記録するために撮影する写真の費用

十一 民事訴訟法第五百九十三条の規定により執行裁判所に差し出すべき届書の作成の費用

十二 執行官の旅費及び宿泊料

2 前項第三号に規定する日当及び旅費並びに同項第四号に規定する日当、旅費及び宿泊料は、最高裁判所の規則で定める場合に執行官が支給するこれらの費用とする。

3 執行官の旅費及び宿泊料は、執行官がその勤務する裁判所から一キロメートル以上の地においてその職務を行なう場合及び執行官がその職務を行なうために宿泊を要する場合におけるこれらの費用とする。

(費用の額)

第十一条 前条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十二号の費用(鑑定人の報酬を除く。)の額は、最高裁判所の規則で定めるところによる。

2 前項に規定する費用を除くほか、費用の額は、実費の額による。

(支払義務者)

第十二条 執行官の手数料及び職務の執行に要す

る費用は、執行官が申立てにより取り扱う事務

については申立人が、裁判所が直接に執行官に取り扱わせる事務については裁判所が、支払い又は償還する。ただし、法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

(手数料の弁済期)

第十三条 執行官は、各個の事務を完了した後又はこれを続行することを要しないこととなつた後でなければ、その事務についての手数料を受けることができない。ただし、第八条第二項に規定する場合又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(時効)

第十四条 手数料を受け、及び立て替えた費用の償還を受ける権利は、裁判所が支払い又は償還する場合を除き、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。

(予納)

第十五条 執行官は、申立てにより取り扱う事務については、最高裁判所の規則で定めるところにより、申立人に手数料及び職務の執行に要する費用の概算額を予納させることができる。ただし、申立人が訴訟上の救助を受けた者であるときは、この限りでない。

2 前項の概算額の予納は、執行官の所属の地方裁判所にするものとする。

3 申立人が第一項の概算額を予納しないときは、執行官は、申立てを却下することができる。

る。

4 申立人は、予納した金額の限度において、手数料及び費用の支払又は償還の義務を免れる。この場合においては、執行官は、予納を受けた裁判所から手数料及び費用の支払又は償還を受ける。

(訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例)

第十六条 訴訟上の救助を受けた者の申立てによる強制執行についての手数料及び職務の執行に要した費用で、債務者から取り立てることができなかつたものがあるときは、執行官の請求により、国庫がこれを支給する。

(執行記録の保管等)

第十七条 執行記録その他執行官が職務上作成する書類は、執行官が保管する。

2 当事者その他の利害関係人は、前項の書類その他執行官が職務上保管する書類の閲覧を求めることができる。

3 前項の規定により書類の閲覧を求めるには、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に手数料を納めなければならない。ただし、当事者が未済の執行記録の閲覧を求める場合は、この限りでない。

(謄本等の作成)

第十八条 当事者その他の利害関係人は、執行記録その他執行官が職務上作成する書類の謄本若しくは抄本又は執行官が取り扱った事務に関する

る証明書の交付を求めることができる。

2 前項の規定により書類の交付を求めるには、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に書記料を納めなければならない。

(援助)

第十九条 執行官は、その職務を行なうについて特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。

2 前項の場合においては、各執行官は、それぞれその手数料を受け、及び職務の執行に要する費用につき、各別にその支払又は償還を受けるものとする。

(職務の代行)

第二十条 地方裁判所は、執行官の事故その他の理由により必要があるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、裁判所書記官に執行官の職務の全部又は一部を行なわせることができる。

2 前項の場合においては、執行官の受けるべき手数料、第十条第一項第十一号及び第十二号の費用、第十八条第二項の書記料並びにその他の費用の償還金は、国庫の収入とする。

(国庫補助金)

第二十一条 執行官は、一年間に収入した手数料が政令で定める額に達しないときは、国庫からその不足額の支給を受ける。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(執達吏規則等の廃止)

第二条 執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)及び執達吏手数料規則(明治二十三年法律第五十二号)は、廃止する。

(裁判所法の一部改正)

第三条 裁判所法(昭和二十二法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し、第一項及び第三項から第五項までの規定中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を削る。

第六十三条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六十五条中「家庭裁判所調査官補」の下に「執行官」を加える。

「執行官」を加える。

(民事訴訟法の一部改正)

第四条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第二百二十条第一号中「裁判費用」の下に「並執行官ノ手数料及其ノ職務ノ執行ニ要スル費用」を加え、同条第二号中「執行吏及」を削る。

第二百二十三条中「執行吏」を「執行官」に改め、「報酬」の下に「又ハ手数料」を加える。

第六十二条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 削除

第五百三十一条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五百三十三条中「債権者執行力アル正本ヲ交付シテ強制執行を委任シタルトキハ執行吏ハ特別ノ委任ヲ受ケザルトキト雖モ」を「適法ナル強制執行ノ申立アリタルトキハ執行官ハ」に改める。

第五百三十四条を次のように改める。

第五百三十四条 執行官ハ執行力アル正本ヲ所持スルニ非ザレバ債務者及ビ第三者ニ対シ強制執行及ビ前条ニ掲ゲタル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第五百三十五条第一項及び第五百三十六条から第五百三十八条までの規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百三十九条第一項中「夜間及び日曜日並ニ一般ノ祝祭日ニハ」を「日曜日其他ノ一般ノ休日又ハ午後七時ヨリ翌日ノ午前七時マデノ間ニ於テハ」に改める。

第五百四十条第一項及び第二項第六号中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百四十一条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項中「第百六十七條」を削る。

第五百四十四条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

第五百七十三条、第五百七十四条第二項、第五百七十九条から第五百八十三条まで、第五百八十四条第一項及び第五百八十五条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百八十六条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

既ニ差押ヲ為シタル後更ニ強制執行ノ申立アリタル場合ニ於テハ執行官ハ差押調書ニ基キ物ノ照査ヲ為シ未ダ差押ニ係ラザル物アルトキハ之ヲ差押ヘ差押調書ヲ作り前ノ差押調書ニ之ヲ添附ス可シ若シ差押フベキ物アラザルトキハ照査調書ヲ作り前ノ差押調書ニ之ヲ添附ス可シ

に改め、同条第二項を次のように改める。

執行官ガ強制執行ノ申立ヲ却下シタル場合ニ於ケル異議ニ付テモ亦前項ト同様トス

第五百六十六条第一項及び第三項、第五百七十条第二項及び第三項並びに第五百七十一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百七十二条中「執行吏」を「執行官」に改め、「債権者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セス」を削る。

第五百七十三条、第五百七十四条第二項、第五百七十九条から第五百八十三条まで、第五百八十四条第一項及び第五百八十五条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百八十六条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

既ニ差押ヲ為シタル後更ニ強制執行ノ申立アリタル場合ニ於テハ執行官ハ差押調書ニ基キ物ノ照査ヲ為シ未ダ差押ニ係ラザル物アルトキハ之ヲ差押ヘ差押調書ヲ作り前ノ差押調書ニ之ヲ添附ス可シ若シ差押フベキ物アラザルトキハ照査調書ヲ作り前ノ差押調書ニ之ヲ添附ス可シ

第五百八十八条、第五百九十条及び第五百九十一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百九十三条第一項中「其売得金ヲ供託ス可シ」を「執行官ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ツ可ク其届書ニハ執行手続ニ関スル書類ヲ添附ス

可シ」に改め、同条第三項を削る。

第六百三十三条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百三十五条第一項中「債権者ノ委任シタル執行吏」を「執行官」に改める。

第六百三十九条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百二十六条中「金額ヲ供託シタル」を「事情ヲ届出デタル」に改める。

第六百三十三条第二項及び第三項並びに第六百三十九条第四項中「仍ホ」を削る。

第六百四十三条第一項第三号中「反別若クハ坪數を」を「地積」に改め、同項第四号中「建坪」を「床面積」に改め、同条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百五十五条中「鑑定人ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ其評価額ヲ以テ最低競売価額ト為ス」を「適当ト認ムル者ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売価額ヲ定ム可シ」に改める。

第六百五十八条第五号中「日時及ビ競売ヲ為ス可キ執行吏ノ氏名並ニ住所」を「及ビ日時」に改める。

第六百五十九条第二項、第六百六十二条ノ二第三項、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十六条第一項、第六百六十七條第三項、第六百六十八條、第六百六十九條第二項、第六百八十七條第三項、第七百三十三條第一項、第七百四十一條第一項及び第二項、第七百四十一條第二項、

第七百三十三條、第七百三十一條第一項及び第三項から第五項まで並びに第七百五十條第四項中「執行吏」を「執行官」に改める。

(競売法の一部改正)

第五条 競売法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「委任」を「申立」に、「区裁判所」を「地方裁判所」に、「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項中「委任」を「申立」に改める。

第四条及び第六条中「委任」を「申立」に、「執行吏」を「執行官」に改める。

第七條第三項第一号中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「委任者」を「申立人」に改める。

第十二条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第十四条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同項第一号中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同条第二項中「委任者」を「申立人」に、「委任状」を「競売ノ申立書」に改め、同条第三項中「執行吏」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第十五条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第十六条中「執行吏」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第十七条第一項中「執行吏」を「執行官」に、「区裁判所」を「地方裁判所」に改め、同条第二項中「裁判ハ」の下に「異議ノ」を加える。

第十九条中「執行吏」を「執行官」に改める。
第二十條中「執行吏」を「執行官」に、「委任者」

を「競売申立人」に改める。

第二十一条第一項中「委任」を「申立」に、「取消ス」を「取下グル」に改め、同条第二項中「委任者」を「申立人」に改める。

第二十二条第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十五条第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 裁判所ハ適当ト認ムル者ヲシテ競売ニ付スベキ不動産ノ評価ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売価額ヲ定ムベシ

第三十六條及び第四十條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

(執行吏の身分についての経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に執行吏に任命されている者は、別に辞令を發せられないときは、執行官に任命され、かつ、現にその者の属する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

(執行吏の取り扱つた事務等についての経過措置)

第七條 この法律及びこの法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、競売法その他の法律の規定は、別段の定めがある場合を除き、執行吏がこの法律の施行前に職務を行なうべき命令又は委任を受けた事務についても適用する。ただし、旧執行吏規則又はこの法律による改正前の

法律の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前に旧執行吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて執行吏がした強制執行その他の職務行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつて執行官がしたものとみなす。

3 この法律の施行前に当事者その他の関係人が旧執行吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつてした執行吏に対する委任その他の行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつてした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。

4 前二項の規定は、この法律の施行前に旧執行吏規則の規定により執行吏の職務を行なう裁判所書記官がした職務行為及びこれに対して当事者その他の関係人がした行為について準用する。

(手数料及び立替金についての経過措置)

第八條 この法律の施行前に完了し又は続行することを要しないこととなつた各個の事務及びこの法律の施行前に着手されこの法律の施行の際まだ完了していない各個の事務に係る手数料及び立替金の額については、なお従前の例による。この法律の施行前に第八條第二項各号に掲げる場合に該当した各個の事務に係る手数料及び立替金の額についても、同様とする。

2 この法律の施行前に、執行吏又は旧執達吏規則の規定により執行吏の職務を行なう裁判所書記官が、旧執達吏手数料規則の規定により予納させた手数料及び立替金は、この法律の適用については、執行官又はこの法律の規定により執行官の職務を行なう裁判所書記官が、この法律の相当規定によつて予納させたものとみなす。

2 執行官は、前項の規定により職務を代行させたときは、旧執達吏規則第十七条の例により、その職務を代行した者に報酬を支給しなければならぬ。

第九條 執行官は、当分の間、第一条に定めるもののほか、私法上の法律関係に関する告知書又は催告書の送付の事務を取り扱うものとする。

(退職後の給付等についての検討)

第十二條 執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 第八條第二項第一号及び第九條第一項の規定は、前項の事務につき執行官が受ける手数料について準用する。

(退職後の年金についての暫定措置)

第十三條 前条の退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、恩給法の例によつて、国務大臣以外の文官が受ける普通恩給又は増加恩給に相当する恩給を受ける。

第十條 第六條の規定による金銭の保管及び第十五條の予納金の予納については、当分の間、第六條及び第十五條第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の規則で別段の定めをすることができ。

2 前項の恩給の年額は、第二十一条の政令で定める額を俸給年額とみなして算出する。ただし、前条の退職手当に関する措置が講ぜられた後の退職に係る前項の恩給の年額については、この限りでない。

2 刑事事件及び少年の保護事件における書類の送達については、当分の間、この法律中手数料に関する規定を適用しない。

(恩給についての経過措置)

第十四條 この法律の施行前に給与事由の生じた旧執達吏規則に基づく恩給については、なお従前の例による。

第十一條 執行官は、当分の間、所属の地方裁判所の許可を受けて、この法律の施行前に旧執達吏規則第十一條第一号から第三号までのいずれかに該当した者又はこの法律の施行の際現に執

行吏事務処理規則(昭和二十八年最高裁判所規則第二十三号)第十二條第一項の規定による認定を受けている者に、臨時にその職務を代行させることができる。

れる恩給は、前条の規定により執行官が受ける恩給とみなす。

3 この法律の施行前に執達吏又は執行吏として在職した者が執行官に任命された場合においては、その者が執達吏又は執行吏として在職した期間は、前条の規定の適用については、執行官として在職した期間とみなす。

(民事訴訟費用法の一部改正)

第十五條 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 執行官ノ手数料及び其職務ノ執行ニ要スル費用ハ執行官法ノ規定ニ從フ

第十六條第一項中「執達吏手数料規則」を「執行官法」に改める。

(民法の一部改正)

第十六條 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一條中「及び執行吏」を削る。

第七十二條中「公証人及び執行吏」を「及び公証人」に改める。

(民法の一部改正に関する経過措置)

第十七條 この法律の施行前に執行を終えた職務に關して受取つた書類についての執行吏の責任の消滅時刻については、前条の規定による民法の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に原因たる事件が終了した場合における執行吏の職務に關する債權及びこの法律の施行前に原因たる事件中の各事項が

終了した場合におけるその事項に關する債權についても、同様とする。

(商法施行法の一部改正)

第十八條 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百八條第一項中「執達吏」を「執行官」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第十九條 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

訴訟費用臨時措置法

第一條中「刑事訴訟費用、執行吏手数料等」を「及刑事訴訟費用」に改める。

第四條から第六條までを削る。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に関する法律の一部改正)

第二十條 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八條中「第四号」を「第五号」に改める。

(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法昭和二十四年法律第五十七号)

第二十一條 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法昭和二十四年法律第五十七号の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

第一條第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を

「訴訟費用臨時措置法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法の一部改正)

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「債権者の委任した執行吏」を「執行官」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三條 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「又は執行吏」を、「執行吏又は執行官」に改める。

(商法等の一部改正)

第二十四條 次に掲げる法律の規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

一 商法第三百九十条第二項

二 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)

第八十三條第三項

三 破産法第八十六條第一項及び第八十八

条

四 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第二十七條第二項

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第六十九條の二

六 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)第六條第六号

七 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三條の三第二項

八 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)第二條

九 会社更生法第四十一條第三項及び第七十七條七号

十 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)第三條第二項及び第三項、第五條第一項、第六條第七條、第十條第三項、第十一條第三項、第十七條、第二十一條第二項、第二十三條、第二十四條並びに第二十六條第二項

十一 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十條

十二 國稅徵收法(昭和三十四年法律第四百十七号)第二條第十三号及び第五十五條第三号(國民年金法の一部改正)

第二十五條 國民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基づく」を「執行官法(昭和四十一年法律第 号)附則第十三條の規定に基づく」に改める。

(通算年金通則法等の一部改正)

第二十六條 次に掲げる法律の規定中「執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)」を「執行官法(昭和四十一年法律第 号)附則第十三條の規定」に改める。

一 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第四條第二項第二号ホ

二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三條第二項第十二号

三 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第二百三十四号)第三條第二項第十二号

(國民年金法等の一部改正に関する経過措置)

第二十七條 旧執達吏規則に基づく年金たる給付は、國民年金法、通算年金通則法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の適用については、附則第十三條の規定に基づく年金たる給付とみなす。

(誠信規定)

第二十八條 他の法律中「執達吏規則」とあるのは「執行官法」と、「執達吏」又は「執行吏」とあるのは「執行官」と読み替える。

理由

執行吏に関する現行の法制は、著しく不備であり、かつ、今日の社会情勢に適合しなくなっている点が多いので、執行吏に代えて執行官を置き、その職務内容、事務処理の体制、手数料その他に関する事項の明確化及び近代化を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保する基礎を作るため、新たに執行官の制度の基本的事項を定める法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長大久保武雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大久保武雄君登壇〕

○大久保武雄君 ただいま議題となりました執行官法案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現行執行吏制度が今日の社会情勢にはなほ大きく適合しなくなっている諸点を改善し、強制執行制度の適正円滑な運営を確保するため、従前の執行吏にかえ執行官を置き、執達吏規則及び執達吏手数料規則を廃止して、執行官に関する基本的事項について必要な措置を講じようとするものであります。

そのおもなる内容は、

第一に、各地方裁判所に執行官を置き、民事訴訟法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている執行事務その他の事務を取り扱わせること。

第二に、当事者の委任により執行吏が事務を取り扱っている従来の制度を廃止し、当事者は、国の機関としての執行官に対して執行の申し立てを行ない、執行官がその事務を取り扱うものとし、その事務の分配は、原則として所属の地方裁判所が定めるものとする。

第三に、執行官が職務の執行として差し押さえたは交付を受けた金銭は、原則として所属の地方裁判所が保管すること。

第四に、執行官は、申し立て人に対し、手数料及び費用の概算額を所属の地方裁判所に予納させ、その裁判所から手数料等の支払いまたは償還を受けること。

などであります。

当委員会におきましては、四月二十八日本案が付託せられてより、執行吏役場を視察し、参考人の意見を聴取する等、慎重な審議を行ないました。

かくて、本日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府並びに最高裁判所は、引き続き執行事務を直接固定俸給制の裁判所職員

たる執行官が行なう方向において検討を加え、早急にその実現をはかることについて鋭意努力する

と同時に、執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の処遇並びにその地位の安定と雇用条件の改善等について配慮すべき旨の附帯決議が付されたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

出席閣僚大臣

法務大臣 石井光次郎君
通商産業大臣 三木 武夫君
運輸大臣 中村 寅太郎君
建設大臣 瀬戸山三男君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る七日、本院は参議院議員羽生三七君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は衆議院議員角屋堅次郎君、同丹羽兵助君、同根本龍太郎君、参議院議員白井勇君、同仲原善一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和三十八年度政府関係機関決算書

一、去る七日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、去る七日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十八年度物品増減及び現在額総計算書

(政府委員承認)

一、去る七日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申

出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省国際連合局長事務代理 滝川 正久

(政府委員任命)

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、七日議長において承認した滝川正久を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、同日(外務省国際連合局長)星文七の第五十一回国会政府委員を免した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働省設置法の一部を改正する法律

港灣運送事業法の一部を改正する法律

商法の一部を改正する法律

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

一、昨八日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則

昭和四十一年六月九日 衆議院會議録第六十一号 朗読を省略した議長の報告

第十四条に基づく使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度一般会計予算備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和四十年年度一般会計予算備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

(常任委員辞任)

一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大原 亨君

地方行政委員 久保田鶴松君 西宮 弘君

法務委員 野間千代三君

佐伯 宗義君 森下 元晴君

賀屋 興宣君 鍛冶 良作君

大蔵委員 日野 吉夫君 山田 耻目君

横山 利秋君 川俣 清吉君

西宮 弘君 八木 昇君

(承諾を求めの件)

社会労働委員 松山千恵子君 佐伯 宗義君
足鹿 覺君 稻村 隆一君
角屋堅次郎君 長谷川 保君
八木 昇君 多賀谷貞稔君
成田 知巳君 野原 覺君
山田 耻目君 山本 幸一君
農林水産委員 西宮 弘君 山本 幸一君
西宮 弘君 久保田鶴松君
運輸委員 稻村 隆一君 西宮 弘君
野間千代三君
通信委員 安宅 常彦君 足鹿 覺君
建設委員 小川 平二君
予算委員 多賀谷貞稔君 角屋堅次郎君
決算委員 華山 親義君 日野 吉夫君

(承諾を求めの件)

一、昨八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 森下 元晴君 池田正之輔君

外務委員 池田正之輔君 濱野 清吉君

文教委員 栗林 三郎君 河野 密君

和田 博雄君 本島百合子君

社会労働委員 川野 芳満君 上村千一郎君

運輸委員 川野 芳満君 川野 芳満君

通信委員 木部 佳昭君 川野 芳満君

予算委員 加藤 清二君 小松 幹君

山中 吾郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 西宮 弘君

地方行政委員 久保田鶴松君

法務委員 鍛冶 良作君 賀屋 興宣君

森下 元晴君 佐伯 宗義君

大蔵委員 西宮 弘君 八木 昇君

川俣 清吉君 横山 利秋君

日野 吉夫君 山田 耻目君

文教委員 佐伯 宗義君 松山千恵子君

社会労働委員 成田 知巳君 山本 幸一君

多賀谷貞稔君 野原 覺君

山田 耻目君 角屋堅次郎君

足鹿 覺君 長谷川 保君

八木 昇君 大原 亨君

農林水産委員 久保田鶴松君 稻村 隆一君

山本 幸一君 西宮 弘君

運輸委員 西宮 弘君 野間千代三君

通信委員 足鹿 覺君 安宅 常彦君

建設委員 大野 明君

予算委員 角屋堅次郎君 多賀谷貞稔君

法務委員 池田正之輔君 森下 元晴君
外務委員 濱野 清吉君 池田正之輔君
文教委員 小松 幹君 加藤 清二君
山中 吾郎君 受田 新吉君
社会労働委員 上村千一郎君 川野 芳満君
運輸委員 川野 芳満君 木部 佳昭君
通信委員 川野 芳満君 栗林 三郎君
予算委員 河野 密君
和田 博雄君

(議案提出)
一、昨八日、議員から提出した議案は次の通りである。
液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する法律案(栗山礼行君外一名提出)

(議案受領)
一、昨八日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案
首都圏近郊緑地保全法案
(議案付託)
一、昨八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法

人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

(内閣提出第一四六号)(参議院送付)

大蔵委員会 付託

首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出第一三九号)

(参議院送付)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働省設置法の一部を改正する法律案

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院において次の内閣提出案を承

諾した旨の通知書を受領した。

昭和三十八年度一般会計予算備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度一般会計予算備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算備費使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和四十年年度一般会計予算備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算備費使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

一 議案の要旨及び目的

一 議案の要旨及び目的

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

正な水準を確保することにより、小型船舶造船業の健全な発達を図るとともに、小型船舶の船質の向上に資するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 小型船(総トン数二十トン以上五百トン未満の小型鋼船及び総トン数二十トン以上の木船)の製造又は修繕を行なう事業を営もうとする者は、その種類及び事業場ごとに、運輸大臣の登録を受けなければならないこと。

2 運輸大臣は、特定設備(小型船舶の製造又は修繕のための設備であつて、運輸省令で定める)が運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、登録を拒否しなければならないこと。

3 小型船舶造船業者は、小型船舶の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行なわせるため、事業場ごとに、一定の学歴又は実務の経験を有する主任技術者を配置すること。

4 小型船舶造船業者は、特定設備を維持しなければならぬものとし、運輸大臣は、その基準に適合していないと認めるときは、必要な修理・改造等の措置をとるべきことを命ずることができること。

5 登録の取消しその他所要の規定を設けること。

二 議案の可決理由

本案は、小型船舶造船業の現状にかんがみ、造船技術の適正な水準と、その健全な発達を図るため、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年六月八日

運輸委員長 古川 丈吉

衆議院議長 山口喜久一郎殿

土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、公共事業の施行に伴う開発利益の帰属の適正化及び土地等の取得の円滑化を図るため、収用又は使用する土地に対する補償額を事業認定の告示の時の近傍類地の取引価格等を基礎とした額とするともに、手続の促進について所要の措置を講ずることを目的としたもので、主な内容は次のとおりである。

1 補償額は、事業認定の告示の時の価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に應ずる修正率を乗じた額とするものとし、修正率は政令で定める方法によつて算定するものとしたこと。ただし、移転料等通常生ずる損失補償は、明渡裁決の時の価格によつて算定して補償するものとしたこと。

2 事業認定の申請及び告示にあつて、起業地の全部又は一部について手続保留地を設けることができるものとしたこと。起業者は手

統保留地については、当該事業認定の告示後三年以内に収用手続を開始するものとし、補償額は、手続開始の告示の時の価格等によつて算定しなければならないものとしたこと。

3 土地所有者等の利益の保護を図るため、事業認定等の告示があつた後、土地所有者等は、いつでも起業者に対し、補償金の支払請求をすることができるとしたこと。

4 収用裁決を権利取得裁決と明渡裁決とに分離し、権利取得裁決を原則として先決するものとしたこと。

5 補償金の支払請求制度を設けたことに伴い、事業認定において起業地を確定することとし、そのため必要となる土地細目の公告の手続は廃止するものとしたこと。

6 事業認定は、認定の告示又は収用手続開始の公告後一年以内に裁決申請をしなければ將來にむかつて失効するものとしたこと。

二 議案の修正議決理由

公共事業の施行によつて値上がりした、いわゆる開発利益を含む土地価格で用地を買収することは、公共事業の施行が国民全体の負担において行なわれているものだけにきわめて不適正である。

本案は、このような現行制度を改正して、収用する土地の補償額の算定時期を事業認定の告示の時とし、また、この原則をとることに伴い被収用者は裁決前においても起業者に対し、補

償金の支払請求をできるものとする等、開発利益の帰属の適正化と、被収用者の利益の保護を図つてゐるのであるが、これは地価の値上がりを抑制し、また社会の要請にこたえる措置として必要と認める。

しかし、起業者が取得した土地の管理については、現行法では規定がなく、これが適正管理

〔別紙〕

〇「第十條」を「第十一條」に、
目次中〇「第三章 事業の認定」第十六條―第三十條」を

「第一章 事業の認定等」
第一節 事業の認定（第十六條―第三十條）
第二節 収用又は使用の手続の保留（第三十一條―第四十一條）

「第一節 調書の作成（第三十五條―第三十八條）
第二節 補償金の支払請求（第三十九條―第四十六條）
第三節 裁決（第四十七條―第五十條）
第四節 収用委員会の調停（第八十條―第八十五條）
に、〔第一節 収用委員会の調停（第八十條―第八十五條）に、〔第四十條〕を〔第四十條の二〕に改める。

第八條に次の二項を加える。

4 この法律において、土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者には、当該土地若しくは物件又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利につき、仮登記上の権利又は既登記の買戻権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者が含まれるものとする。

5 前項の規定は、鉱業権、漁業権又は入漁権に関する権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「仮登記」とあるのは「仮登録」と、「既登記」とあるのは「既登録」と読み

等と内容とする規定を加える必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年六月八日

建設委員長 田村 元

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔第三章 事業の認定等〕
〔小字は修正〕
第一節 事業の認定（第十六條―第三十條）
第二節 収用又は使用の手続の保留（第三十一條―第四十一條）

「第一節 調書の作成（第三十五條―第三十八條）
第二節 補償金の支払請求（第三十九條―第四十六條）
第三節 裁決（第四十七條―第五十條）
第四節 収用委員会の調停（第八十條―第八十五條）
に、〔第一節 収用委員会の調停（第八十條―第八十五條）に、〔第四十條〕を〔第四十條の二〕に改める。

替へるものとする。
第一章第十條の次に次の一條を加える。
（取得した土地の管理）
第十條の二 起業者は、第二十六條第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に資するように適正な管理を行なわなければならない。
2 起業者は、前項に規定する土地を、同項に規定する事業の用に供するに供する工作物その他の施設の用に供するために利用し、又は利用せるときは、当該土地の周辺の環境を阻害しないよう配慮しなければならない。
第十五條の二 第二項中「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告の申請」を「第二十六條第一項（第三十八條第一項）において

準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示」に改める。

土地収用法の一部を改正する法律施行法案
（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、土地収用法の一部を改正する法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備することを目的としたもので、主な内容は次のとおりである。

1 土地収用法の一部を改正する法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。

2 改正法の施行前に旧法の規定による土地細目の公告があつた土地については、旧法を適用するものとしたこと。

3 旧法による事業認定の告示は、新法による事業認定の告示であつて収用等の手続が保留されたものとみなすものとしたこと。

4 土地収用法を適用して収用等をする旨を定めた都市計画法等の各種事業法及び公共用地の取得に関する特別措置法、不動産登記法その他の関係法律について、必要な規定の整備を行なうものとしたこと。

二 議案の可決理由

土地収用法の一部を改正する法律の施行に当たつて、同改正法の施行期日及び経過規定を定め、並びに関係法律の改正を行なうことは必要と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年六月八日

建設委員長 田村 元

衆議院議長 山口喜久一郎殿

産業地域振興臨時措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、産業地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要が、なお存続する実情に対応して、産業地域振興臨時措置法の有効期間を五年延長して、昭和四十六年十一月十二日まで改めるとともに、あわせて附則において、通商産業省設置法の改正により産業地域振興審議会の設置期間を昭和四十六年十一月十二日まで五年延長するものである。

なお、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、産業地域における鉱工業等の急速かつ計画的発展等を図る必要が、なお存続している実情にかんがみ、産業地域の振興を図るための措置として必要適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十一年六月八日

石炭対策特別委員長 野田 武夫

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

産業地域振興臨時措置法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、現在検討中の石炭鉱業安定のための

抜本策に対応し、画期的な産業地域振興対策を早急に確立すべきである。

二 政府は、本法施行にあたり、当面、次の諸点につき速やかに適切な措置を講ずべきである。

1 産業地域における財政援助特別措置の強化拡大を行ない地方公共団体の財政負担の軽減に努めること。

2 産業地域に進出した企業に対する事業税等については減免補てんに努めること。

3 産業地域における教職員の増員については、具体的な方策を検討し、教育の徹底を図ること。

執行官法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、現行執行吏制度が今日の社会情勢に適合しなくなっている諸点を改善し、本制度の適正円滑な運営を確保するため、従前の執行吏に代え、新たに執行官を置き、執達吏規則及び執達吏手数料規則を廃止して、執行官に関する基本的事項について必要な措置を講じようとするものである。

本案の主な内容は次の通りである。

1 執行吏を廃止し、各地方裁判所に執行官を置く。

2 執行官は、民事訴訟法、競売法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとして、事務及び強制執行、任意競売その他の手続において裁判で執行官が取り扱うべきものとされたものを取り扱うものとする。

3 執行官は、裁判所が直接に執行官に取り扱わせる事務を除くほか、申立てによりその事務を取り扱うものとし、その事務の分配は、原則として、所属の地方裁判所が定めるものとする。

4 執行官が職務の執行として差し押え、または交付を受けた金銭は、原則として、所属の地方裁判所が保管する。

5 執行官は、申立人に対し、手数料および職務の執行に要する費用の概算額を所属の地方裁判所に予納させることができることとし、執行官は、予納を受けた裁判所から手数料および費用の支払または償還を受けるものとする。

6 当分の間、執行官が職務の執行として差し押え、または交付を受けた金銭および予納金の保管等に関する事務については、前二項にかかわらず、最高裁判所は、別段の定めをすることができ。

二 議案の可決理由

現行執行吏制度は、明治二十三年以来ほとんど実質的な改善がされておらず、そのため今日の社会情勢にははたしく適合しなくなっており、多くの問題が生じている。

本案は、目下政府が検討している執行吏制度の根本的改革までの暫定的ないし漸進的措置として、従来から執行吏の補充が予期のごとく行なわれず漸減の傾向にあるばかりでなく、執行吏に高齢者が多くいわゆる老化現象が著しい執行吏制度の現状等を改善し、この制度の適正円滑な運営を確保しようとするもので、本案はきわめて妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙の通り附帯決議を附

することに決した。

右報告する。

昭和四十一年六月九日

法務委員長 大久保武雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

執行官法案に対する附帯決議

わが国の執行吏制度については、今回の改正をもつては不十分である。よつて、政府並びに最高裁判所は、引き続き執行事務を直接固定俸給制の裁判所職員たる執行官において行なう方向について検討を加え、早急にその実現方について鋭意努力すると同時に次の諸点について配慮すべきである。

一 各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとよりその環境施設を明朗ならしめることに努力すること。

二 執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の処遇並びにその地位の安定と雇用条件について格別の配慮を行なうこと、なお執行吏代理の執行官への登用については、その経歴等を参酌してできる限り有利な取扱いは行なうこと。

三 手数料制度その他執行事務をめぐる各種の問題について改善を加え執務の公正の確保方について十分な努力をすること。

四 執行官以下執行事務の処理に当たる職員の教育並びに研修について、予算上の手当その他必要な措置を講じること。

右決議する。

衆議院會議録第六十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二三二	一	末	政定	改定
二三六	二	末	衆議院議員	参議院議員
二三〇	一	三	外十名	外四十名
二三三	三	二	思われ	思われる
二三五	一	末	「第二条」以下は、別行二字目から となるべきの誤り。	
二三六	一	七	同条第二項	「同条第二項
二三六	二	三	通産年金	通算年金

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし長崎県は三十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)